

第六次中井町総合計画 後期基本計画 (案)

令和 3 年 1 月
中井町

トビラ裏（白紙）

目次

I 序論

1 第六次中井町総合計画後期基本計画について	3
(1) 後期基本計画策定の趣旨	3
(2) 計画の構成と期間	3
(3) 後期基本計画と総合戦略及び人口ビジョンの関係	4
(4) 後期基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係	8
2 本町を取り巻く社会情勢	10
3 町民意向	12
4 後期基本計画で対処すべき課題	14
(1) 定住人口の確保と交流人口・関係人口の増大	14
(2) 自然環境の保全と活用	14
(3) 町の魅力の向上	15
(4) 安全・安心な地域社会の実現	15
(5) 協働によるまちづくりの推進	15

II 後期基本計画

重点プラン	19
〈重点プラン1〉産官学民の連携で生み出す「活力」ある里都まち関係人口増加プラン	22
〈重点プラン2〉環境共生の「快適」な里都まちライフスタイルによる町民いきいきプラン	24
〈重点プラン3〉多様な人材が活躍して助け合う里都まち「安心」暮らしプラン	26
分野別計画の体系	28
分野別施策	30
1 自然・環境	30
1-1 地球温暖化対策	30
1-2 里山環境の保全	32
1-3 生活環境の保全	34
1-4 資源循環型社会の形成	36
2 健康・福祉	38
2-1 安心できる保健・医療体制づくり	38
2-2 子育て・子育てしやすいまちづくり	41
2-3 みんなで支え合う福祉のまちづくり	44

3	教育・学習	49
3-1	生きる力を育む人づくり	49
3-2	学びあい・教えあいのなかまづくり	52
3-3	文化を育むまちづくり	56
4	都市・住宅	58
4-1	計画的な土地利用	58
4-2	定住を支えるまちづくり	61
5	産業・観光	63
5-1	活力を生み出す産業の創造	63
5-2	交流を創りだすまちづくり	65
5-3	新たな雇用を創りだすまちづくり	68
6	防災・防犯	69
6-1	災害に強いまちづくり	69
6-2	安全・安心なまちづくり	71
7	自治・連携	73
7-1	自治を育むまちづくり	73
7-2	行財政運営の充実	77
7-3	広域連携・地域情報化の充実	80

トビラ裏（白紙）

I 序論

トビラ裏（白紙）

1 第六次中井町総合計画後期基本計画について

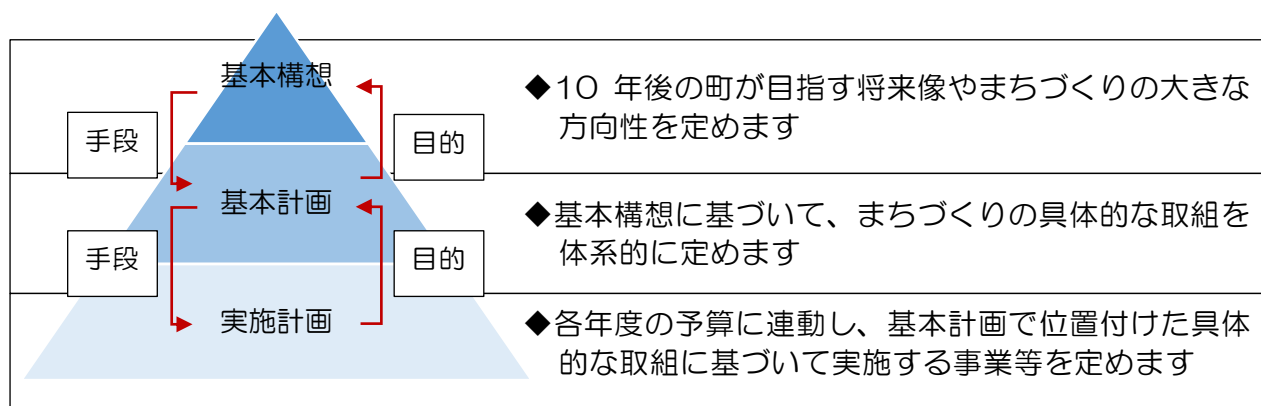
(1) 後期基本計画策定の趣旨

- 本計画は、第六次中井町総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」）の計画期間が令和2年度をもって満了することから、総合計画の基本構想に定める町の将来像「一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち※♡なかい」を実現するため、総合計画の計画期間 10 年のうち、令和3年度から令和7年度までの5か年の第六次中井町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」）として策定するものです。
- 前期基本計画の成果や進捗状況等を評価・検証するとともに、中井町を取り巻く社会経済情勢や住民意向等の把握・分析を踏まえ、令和3年度からの5年間に於いて町が取り組むべき施策の内容とその推進によって目指すべき成果指標などを定めるほか、中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）を包含し、本町のまちづくりの具体的な取組を体系的に示すものです。

(2) 計画の構成と期間

①計画の構成

- 第六次中井町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの部分で構成されます。
- 基本計画・実施計画は、基本構想の将来像を実現するための手段となり、基本構想の将来像は、基本計画や実施計画に位置付ける取組や事業実施の目的という関係になります。



②計画の期間

- 基本構想：平成28～令和7年度の10年間
- 基本計画（5年）：計画期間は5年間（令和3～令和7年度）
- 実施計画（3年）：3か年の計画を毎年度見直し

	H28 年度	29 年度	30 年度	31 年度・ R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
基本 構想	基本構想：町の将来像や将来像実現に向けた基本的な取組の方向性を示します 計画期間 10 年									
基本 計画	基本計画：基本構想に基づいて実施する取組を体系的に示します									
	前期基本計画：5 年					後期基本計画：5 年				
実施 計画	基本計画に基づいて実施する取組に位置付けられる事業及び予算額等を示します									
	実施計画：計画期間 3 年（毎年度見直し）									

※里都まち：本町の特徴である、やすらぎある豊かな里山環境（＝里）と、都市的な生活を味わえる生活環境（＝都）を合わせた本町を表す造語。

(3) 後期基本計画と総合戦略及び人口ビジョンの関係

- 本町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年度に策定しました。
- 人口ビジョンは、本町の人口動向を分析し、目指すべき方向性及び 45 年先の将来の人口規模等を示したもので、総合戦略は、人口ビジョンの目標人口を達成するための取組を、国が定める 4 つの基本目標に基づいて位置付けたものです。
- 総合戦略と総合計画は一体的に実施する必要があることから、前期基本計画は総合戦略と整合させて策定しました。
- 本町の総合戦略は、令和 2 年度までの戦略であるため、引き続き地方創生[※]の取組を進めていくためには、策定からの 5 年間における人口動向や最新の推計値に基づき人口ビジョンを改訂するとともに、改訂した人口ビジョンを踏まえ、令和 3 年度から始まる第二次中井町総合戦略を策定する必要があります。
- 将来の人口展望の実現や地域の活性化などは、総合計画と総合戦略の共通の目標であり、2 つの計画を一体的に推進していくことで、より効果的にまちづくりを進められることから、後期基本計画と総合戦略を一本化して策定します。
- 以上のことから、後期基本計画の重点プランに総合戦略を位置付けます。

①「第六次中井町総合計画後期基本計画」と「第二次中井町総合戦略」の関係

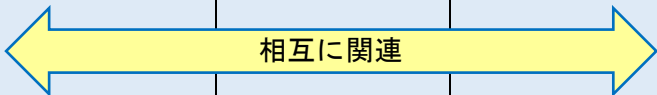
第六次中井町総合計画 後期基本計画 第二次中井町総合戦略		
基本構想	●目指すべきまちの将来像 ●将来像実現のための基本的な方向性	
後期基本計画	重点プラン	【総合戦略を位置付け】 ●計画期間において、重点的に取り組む施策 ●総合戦略の 4 つの基本目標を包含する形で策定 ●重点プランの効果検証を行うための目標値を記載 ●人口ビジョンの目標の実現に寄与
	分野別計画	●基本構想を実現するための具体的な施策 ●重点プランの目標・効果を実現するための施策
実施計画	●分野別計画に位置づけた施策を構成する事務事業を記載 ●予算との連動 ●PDCAサイクル[※]による計画の策定、実施、評価、改善	

[※]地方創生：東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、国全体の活力を上げようとする国の政策。

[※]PDCAサイクル：計画（Plan）→施策実施（Do）→評価検証（Check）→見直し（Action）の評価サイクルによる計画や施策の進行管理手法。

②「重点プラン」と「総合戦略基本目標」の関連性

- 後期基本計画で掲げる3つの重点プランが、総合戦略のどの基本目標に関連するかは、次の表のとおりです。
- 各重点プランは、相互に関連しており、3つの重点プランに連携して取り組むことで、総合戦略の基本目標を横断的に達成します。
あわせて、国の第2期総合戦略で追加された2つの横断的な目標を推進します。

第六次中井町総合計画 後期基本計画 国の第2期総合戦略			
	重点プラン1 (活力)	重点プラン2 (快適)	重点プラン3 (安心)
【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	○		
【基本目標2】 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	○		
【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる		○	
【基本目標4】 ひとが集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる	○	○	○
【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する	○		
【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする	○		

※国の第2期総合戦略では、人口減少の抑制など、総合戦略の目指す将来像を実現するために、4つの基本目標を掲げています。加えて、それぞれの基本目標の達成に取り組む中で、全ての基本目標に共通するテーマとして、2つの横断的な目標を掲げています。

- ・【横断的な目標1】の「多様な人材の活躍を推進する」は、地域に関わる一人一人が、地域の担い手としてまちづくりに積極的に参画し、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会の実現を目指すものです。
- ・【横断的な目標2】の「新しい時代の流れを力にする」は、最先端の技術や未来の技術の活用など、社会の動向を捉えた取組を取り入れていくことで、より効果的なまちづくりを目指すものです。

③人口ビジョン

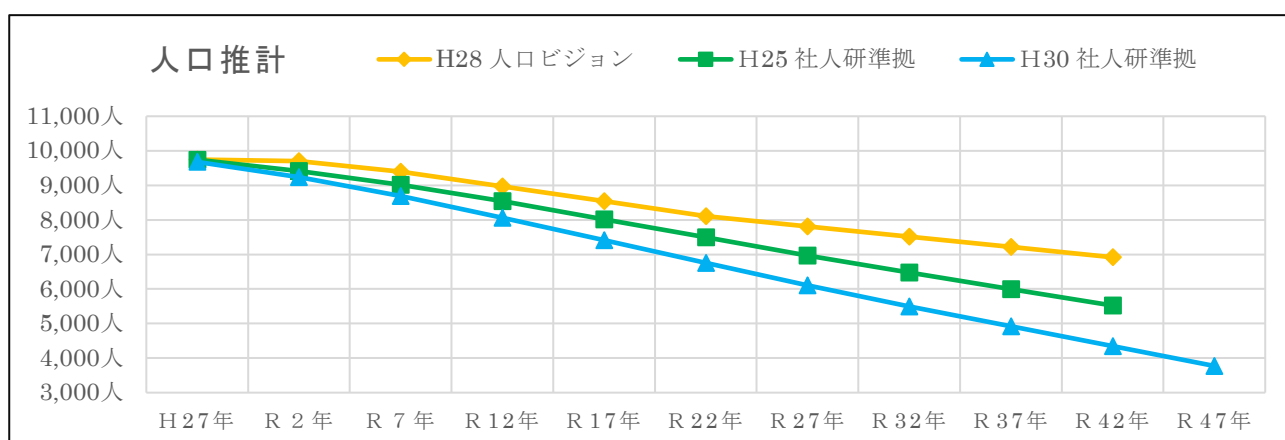
ア 人口動向

人口減少及び少子高齢化の進行

●平成 28 年に策定した本町の「人口ビジョン」では、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」を踏まえ、目標年次である令和 42 年で約 7,000 人の人口規模の確保を目標としました。しかし、近年の人口は、平成 25 年の社人研推計を下回る値で推移しています。

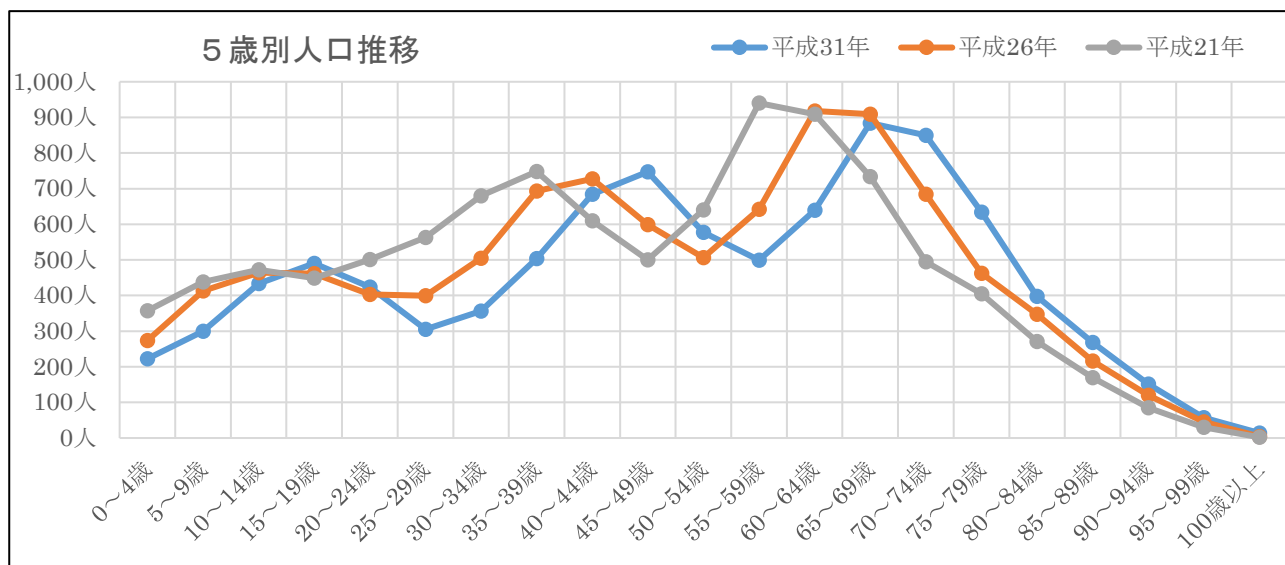
平成 25 年の社人研推計に準拠した令和 42 年の人口は 5,521 人でしたが、新たに社人研が公表した平成 30 年の推計に準拠した令和 42 年の人口は 4,346 人と 1,175 人下回っていることから、人口減少が当初の予測以上の速度で進行するものと見込まれます。

●年齢区分別の構成割合では、令和 22 年に 65 歳以上の人口が約 50%まで増加し、0～14 歳の人口は 7%を下回ることから、少子高齢化がますます進行する見込みです。



子育て世代の減少

●本町では、進学・就職・結婚等による転出が多く、20 代及び 30 代の人口が減少傾向にあります。加えて、合計特殊出生率（女性が一生のうちに生む子どもの数）が平成 29 年時点で 1.00 と低いことから、年少人口の減少が進み、人口減少が加速するものと考えられます。

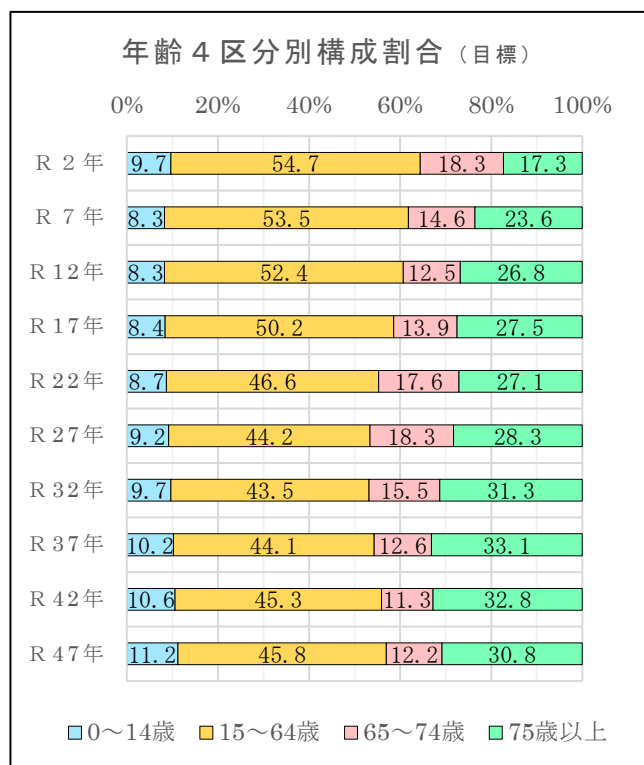
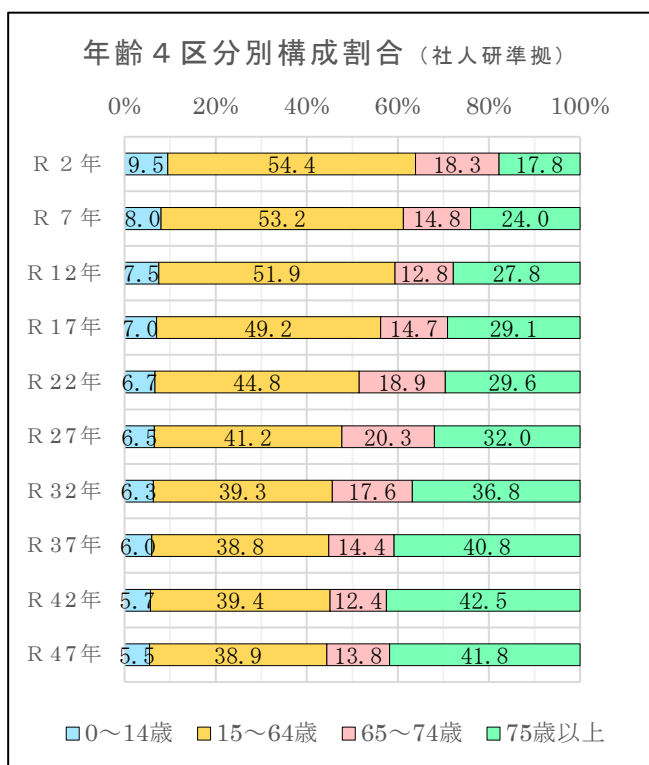
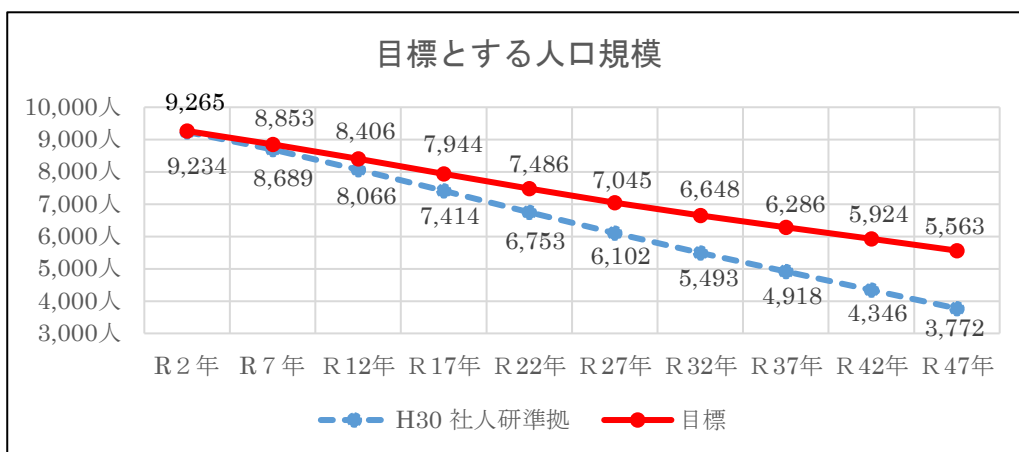


イ 将来の人口展望

令和 42 年に約 6,000 人の人口規模を確保

合計特殊出生率を令和 47 年までに 1.80（国民希望出生率）まで上昇

- 平成 28 年に策定した人口ビジョンでは、令和 42 年で約 7,000 人の人口規模の確保を目指していましたが、平成 30 年の社人研準拠のとおりに推移すると、令和 47 年には 3,772 人まで人口が減少する見込みです。このことから、引き続き若年層を中心とした転出抑制と転入増加、合計特殊出生率の上昇等に取り組み、人口減少と少子高齢化の抑制、年齢構成のバランスを改善することにより、令和 42 年で約 6,000 人の人口規模の確保を目指すこととします。



ウ 人口ビジョンを踏まえた後期基本計画

- 平成 30 年の社人研準拠のとおりに人口減少や少子高齢化が進んでいくと、地域に様々な影響がでてくるものと考えられることから、人口ビジョンで目標とする 45 年先の将来の人口規模等を示し、後期基本計画でその目標達成に向けた 5 年間の取組を定めるものです。

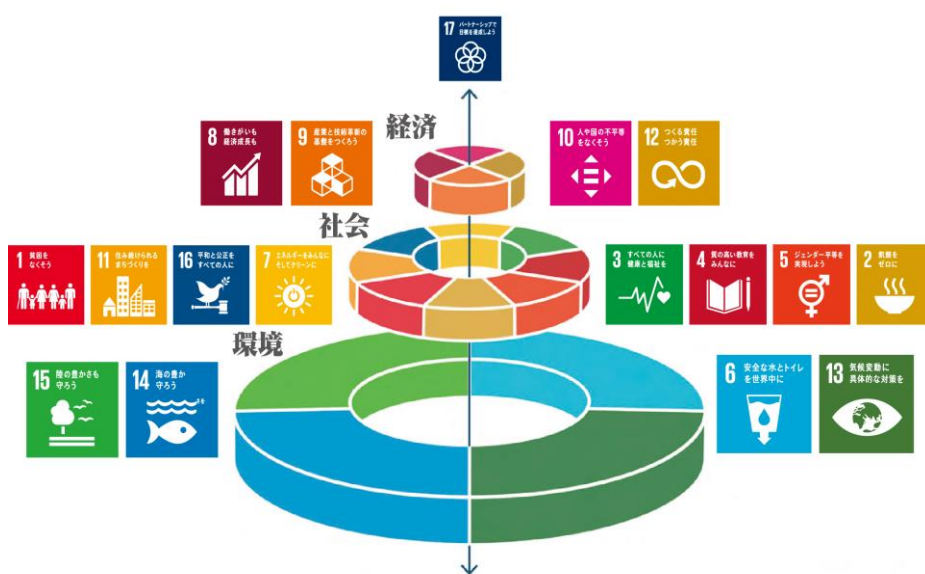
(4) 後期基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係

①SDGs（持続可能な開発目標）とは

- SDGs（Sustainable Development Goals）は、「エスディージーズ」と読みます。このSDGsは、平成27年9月、193の国連加盟国により全会一致で採択された文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界各国の共通の目標です。アジェンダとは、「計画、課題」の意味です。
- SDGsは、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる気候変動、環境破壊、紛争問題、飢餓、国内外における経済格差など様々な問題を喫緊の課題として認識し、地球規模での持続可能な社会の実現に向け、協働して解決に取り組んでいく決意を表明した合意となります。
- SDGsは、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げた、すべての国が「持続可能な開発」を成し遂げるための目標であり、その実現に向けては、国や民間団体だけでなく、企業や自治体、個人などあらゆるレベルの主体が参加できる枠組みとして作られています。

②後期基本計画とSDGsの関係

- SDGsは、平成28年から令和12年までに、持続可能な世界を実現するために達成すべき17の目標から構成されています。
- SDGsの目標を達成するためには、環境対策や新しい貧困対策など、町民・事業者・行政等の多様な主体が協働して取り組むことが重要であり、本町においてもSDGsの目標達成に結び付く取組の実施が求められます。
- 後期基本計画の方向性は、SDGsの理念や目標と重なることから、本計画を推進することがSDGsの17の目標達成にも寄与すると考えられます。
- 本計画では、重点プランや各施策に該当するSDGsの目標のアイコンを掲載することでSDGsとの結びつきを示しています。



私たちの生活は、「環境」という基盤の上に、人間の「社会」があり、「経済」が成り立っています。

左の図のウェディングケーキモデルは、「17のゴールは相互に関わっており、環境の持続可能性なしには、社会や経済の持続的な発展は成り立たない」という関連性を表しています。

【SDGsが掲げる17の目標】

	目標 1 〔貧困〕 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標 10 〔不平等〕 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標 2 〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標 11 〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間を実現する
	目標 3 〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 12 〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標 4 〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標 13 〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 5 〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう		目標 14 〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 6 〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標 15 〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 7 〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標 16 〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 8 〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		目標 17 〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標 9 〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典）外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29 年 3 月）

2 本町を取り巻く社会経済情勢

①人口減少と少子高齢化の一層の進行

- 日本の総人口は平成20年をピークに減少に転じており、団塊の世代[※]が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などによる高齢者人口の急速な増加と、晩婚化・晩産化、合計特殊出生率の低迷などによる少子化が進行しています。
- 本町では平成7年の10,398人をピークに人口減少が始まっており、今後も人口減少と少子高齢化が同時に進行するものと推計され、当初の予測より進行スピードも早まっており、コミュニティの希薄化などによる地域社会の衰退が懸念される状況です。
- 人口減少や少子高齢化の影響を軽減するため、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備、単身高齢者の生活支援や介護サービス等の提供体制の強化、地域の貴重な人材としての高齢者の持つ多様な能力の活用などが求められています。

②安全・安心の確保

- 平成23年に発生した東日本大地震以降も、平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震が発生するなど、日本各地で大地震が発生しているほか、台風の強大化や、これまでの想定を超える短時間での豪雨など、大規模な自然災害が頻発し、被害が甚大化しています。
- また、新型コロナウイルスなどの新感染症の流行なども住民生活の脅威となっており、人々の安全・安心に対する意識はさらに高まっています。
- 防災・減災対策、危機管理体制の強化、地域の防犯力を高める取組の推進、住民に対する的確な情報提供などの取組を進めることで、住民生活の安全・安心を確保していくことが求められています。

③地球規模の環境問題への対応

- 世界各国の人間活動の拡大により、温室効果ガスの排出による地球温暖化、オゾン層の破壊、森林減少、生物多様性[※]の喪失に加え、近年では生態系に及ぼす影響が懸念されているマイクロプラスチック[※]による海洋汚染など、環境問題は地球規模で取り組むべき重要な課題となっています。
- 国際的には平成27年にパリ協定[※]が締結され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。」という地球温暖化対策の新しい枠組みが示され、国は、パリ協定の実現に向けた取組として、平成28年度に「地球温暖化対策計画」、平成30年度に「第5次環境基本計画」を定めています。
- 地球という有限の空間に暮らす人類の持続可能性を確保するため、自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギー[※]への転換など、環境に配慮した循環型

※団塊の世代：日本において、第一次ベビーブームが起きた時期（昭和22年～昭和24年）に生まれた世代。

※生物多様性：生き物の豊かな個性とつながりのこと。動植物の種類が多いということだけを意味するものではなく、長い歴史と、その中で育まれてきた生き物の相互のつながりをも指し示す。

※マイクロプラスチック：ポイ捨てやゴミ処理施設へ輸送される過程で環境中に出る微小なプラスチック粒子で、5mm以下のサイズのもの。

※パリ協定：平成27年に気候変動を抑制するために世界各国で協力して取り組むことを定めた国際的な協定。途上国を含む全てのCO₂主要排出国が対象とされる。

※再生可能エネルギー：太陽光発電、地熱発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用など自然に再生するエネルギーのことで、環境特性に優れている。

社会※に向けた取組を進めていくことが求められています。

④価値観の多様化と共生社会の実現

- 社会が成熟化する中で、人々の価値観やライフスタイルが変化し、町民ニーズは多様化しています。近年では働き方改革が進められる中、ワークライフバランス※が重視されるとともに、新型コロナウイルスなどの新感染症の感染防止対策のほか、企業の生産性の向上、オフィス分散化による災害時等の迅速な対応として、在宅勤務やサテライトオフィス勤務などのテレワーク※が普及し、地域での生活に比重が高まりつつあります。
- 地域で働きやすく、暮らしたいと思えるような環境づくりを進めるためには、行政だけではなく、住民や企業など様々な主体がサービスの担い手となることが期待され、それぞれの特性を生かした適切な役割分担によって連携していくことが求められています。
- また、外国人住民が増加していることに伴う行政サービスの多言語化など、様々な住民ニーズに柔軟に対応できる仕組みづくりや、国籍、性別、世代、障がいなどの違いを認め合い、支え合いながら共に暮らすことのできる共生社会の実現が求められています。

⑤持続可能な行政運営の実現

- 少子化の進行により、社会を支える現役世代の人口が減少することで税収の減少が懸念される一方、高齢化の進行に伴う社会保障費や老朽化した公共施設等の維持・更新に伴う建設費が増加するなど、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。
- その一方、I o T※、ロボット、A I※、ビッグデータ※などに代表される新たな技術が急速に進展しており、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society5.0※の実現が期待されています。
- 先端技術の活用、民間的視点や発想の導入、広域連携などにより行政サービスの効率化や見直しを図り、政策の優先順位付けによる事業費の削減、老朽化が進む公共施設の再編や長寿命化による維持管理・更新の費用削減などに努めるとともに、財源の安定的な確保に努め、次世代に負担を先送りすることのない持続可能な行政運営を実現していく必要があります。

※循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※ワークライフバランス：仕事と生活の調和の実現のこと。ワークライフバランスの実現により、一人一人が仕事や家庭、地域生活等においてやりがい充実感を感じられ、多様な生き方を選択・実現できるようになると考えられている。

※テレワーク：情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務の総称。

※I o T：【Internet of Things】の略。コンピューターだけでなく、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(家電、車、建物など)をインターネットにつなげ、相互に情報交換をする仕組み。

※A I：【Artificial Intelligence (人工知能)】の略。人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

※ビッグデータ：一般的なデータベースの管理システム等では記録や保管、解析が難しい、様々な分野、種類に及ぶ巨大なデータの集合体のこと。

※Society5.0：狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会として政府が提唱した未来社会の姿。

3 町民意向

【定住意向】定住希望は微増、住み続けたい理由は「自然」に関する意見が多い

- 町民アンケート調査における定住意向については、70%強が「ずっと住み続けたい」もしくは、「当分は住み続けたい」と回答しており、5年前の調査と比べて微増していますが、依然として近隣市町の数値を下回っています。

定住意向の前回比較・近隣比較
グラフ（前期基本計画参考）

- 住み続けたい理由では、「自分の家（土地）があるから」に続き、「町の自然や景観が好きだから」や「災害や犯罪が少ないから」が高くなっています。また、小中学生アンケートでは、「自然がたくさんあるから」が小学生と中学生ともに最も多くなっています。

町民アンケート
住み続けたい理由
（上位5位：前回比較）

小中学生アンケート
住みたい思う理由
（5項目）

- 転居したい理由では、「交通が不便だから」81.3%が最も多くなっています。2番目に多い「日常生活（買い物など）がしづらいから」48.0%は、前回調査と比べると約20ポイント減少しています。

町民アンケート
転居したい理由
（上位5位：前回比較）

小中学生アンケート
住みたくないと思う理由
（5項目）

【土地利用・交通】市街地整備や公共交通の充実などを求める声大きい

- 町民アンケート調査における施策の満足度と重要度では、土地の有効利用や市街地整備などの「計画的な土地利用」、住宅整備や空き家・空き地の対策、生活交通の充実などの「定住を支えるまちづくり」の項目で取組への満足度が低く、重要度が高くなっているほか、町民ワークショップ※においても多くの意見が出た分野であることから、重点的な実施が求められています。

※町民ワークショップ：町民が集まり、本町のまちづくりについて意見交換を行う場。

【子育て】医療機関や教育の充実を求める声大きい

- 町民アンケートにおける〈安心して結婚・出産・子育てができるために必要な取組〉では、「医療機関の充実」、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」が最も多くなっています。また、施策の満足度と重要度では、「安心できる保健・医療体制づくり」のほか、「生きる力を育む人づくり」で満足度・重要度がともに高い傾向にあり、「生きる力を育む人づくり」では、町民ワークショップにおいても同様の意見が出ていることから、施策の継続的な実施が求められています。

安心して結婚・出産・子育てができるために必要な取組
(上位5位)

【地域】まちづくりへの参加意向が比較的高い

- 30%の町民は「機会があれば積極的に参加したい」と回答しており、そのほか50%もまちづくりへの町民参加の必要性を感じています。
- 〈町民と行政が協働でまちづくりを行う上で必要だと思うこと〉については、まちづくりに関する情報公開の充実や町民と行政との交流、意見交換の機会創出等が多くなっています。
- 企業アンケートにおける企業の96.0%、就業者アンケートにおける就業者の約60%は、まちづくりへの参加に肯定的な回答をしており、企業と就業者ともに参加意向は高いといえます。また、企業がまちづくりへ参加・貢献をするために必要な町の支援内容では、町と企業との情報交換の場づくりや地域との接点づくり・相談窓口の設置等が多くなっています。
- 町民アンケート調査における施策の満足度と重要度では、健康・福祉、防災・防犯、自然・環境の取組などでは満足度も重要度も高く、今後も継続して取り組む必要があります。

【シティプロモーション※活動】

- 町の知名度については、80.1%が低いと回答したほか、シティプロモーション活動の認知度については、「知らない・聞いたこともない」が68.6%と7割弱を占め多くなっています。

町民アンケート
町の知名度
(円グラフ)

町民アンケート
シティプロモーション活動の認知度
(円グラフ)

※シティプロモーション：自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得や発信を目指すとともに、そこに住む地域住民の愛着度の向上を図る取組。

4 後期基本計画で対処すべき課題

(1) 定住人口の確保と交流人口・関係人口の増大

①定住意欲の向上

- 町民アンケート調査における将来の定住意向をみると、近隣自治体に比べ定住意向が低く、町に対する愛着が相対的に低い状況にあります。
- 将来にわたって中井町に住み続けたいと思える生活の質的な向上を進め、中井町に誇りと愛着を持てるまちづくりを総合的に推進していくことが必要です。

②移動や買物などの利便性の向上

- 公共交通の不便さや買物環境の不足は、住民や企業就業者が抱えている不満の最大要因であり、本町への定住が進まない大きな理由と考えられます。
- 近隣自治体等との連携による公共交通の利便性向上や幹線道路沿道などにおける商業施設の立地誘導を進めることで、生活利便性を高めていくことが求められます。

③子育て・子育て環境の充実

- 本町の合計特殊出生率は県内でも低く、年少人口減少の大きな要因となっています。
- 結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や住民満足度の高い教育環境の更なる充実を図ることで、周辺自治体の住民からも中井町で子どもを生み、育てたいと思える環境整備を図り、若い世代の転入増加を目指していくことが求められます。

④まちの魅力のPR活動の充実

- 本町は、豊かな里山や水資源、家族連れや高齢者などの誰もが楽しめる公園、多様な品種が育つ農業環境など、様々な魅力があります。
- こうした魅力は十分に周知されているとはいえない状況にあるため、インターネットやSNS[※]などあらゆる媒体を活用したPRや町の魅力を伝える活動を展開していくことで、交流人口[※]・関係人口[※]の拡大を目指し、さらには転入者の増加につなげていくことが求められます。

(2) 自然環境の保全と活用

- 地球環境問題が深刻化するなか、本町の最大の魅力である自然環境を守っていくことは重要な地域課題となっています。
- 管理が不十分で荒れている里山の整備やホテルの生息環境の保全などを進めつつ、町民や来訪者が楽しめる里山環境づくりを進めるなど、保全と活用を一体的に行う取組を進め、環境保全と町の魅力向上を同時に図っていくことが求められます。

※SNS：【Social Networking Service】の略。人と人のつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

※交流人口：その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

（３）町の魅力の向上

①地場産業や立地企業の活用

- 新たな魅力的な商品やビジネスを創り出し、雇用を拡大していくためには、立地企業や地場産業が協働し、町にある資源を最大限に活用することが重要です。
- グリーンテクなかい※に立地している企業や、農業などの地場産業が連携する仕組みづくりなどを進め、様々な分野での協働が行われる環境を形成していくことが求められます。

②にぎわいをもたらす拠点の活用・形成

- 本町では、にぎわいの空間となる拠点施設として中央公園に「里都まちCAFÉ」を新たに整備し、多くの来場者が訪れています。今後も、町内外から人が集まり交流できるような魅力的な空間として活用し、地域の交流拠点として充実を図ることが重要です。
- 本町には秦野中井インターチェンジが立地し、インターに接続する県道秦野二宮線が縦断しているなどの立地の良さを生かし、インターチェンジ周辺には新たな産業拠点など、土地の有効活用を進める取組が行われています。町のにぎわいをもたらす新たな拠点づくりの早期完成が求められます。

③既存の地域資源の活用

- 本町には、寺社や史跡等の歴史文化資源が数多くあるほか、緑濃い里山など様々な魅力があります。また、公共施設の中には十分に活用されていないものもあり、資源を有効に活用できていない現状があります。
- 幅広い世代が気軽に体力づくりができる屋内ジムや運動施設の整備などを進めるほか、広域的な取組を含めた既存の地域資源の有効活用により、町の魅力を高めていくことが求められます。

（４）安全・安心な地域社会の実現

- 地区によっては今後急速に高齢化が進み、一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加、空き家の増加、地域住民の高齢化による地域活動の担い手の減少などが懸念されます。
- 子育てや介護などの支え合いの一助となる３世代同居や近居※、空き家を活用した若い世代の転入を促す取組を推進することなどにより、地域を支える現役世代の増加を図る一方、高齢者を含めた地域の住民同士が相互に支え合う関係づくりを進めることによる暮らしやすさや災害発生時における安全性の向上などを実現することが求められます。

（５）協働によるまちづくりの推進

- 人口が減少していく中で町の活力を維持していくためには、住民一人一人が地域のことに関わり、役割を担っていくことが必要となります。
- 住民のまちづくりへの参加意欲を生かし、住民主体の常設のまちづくり組織の設置や地域の小単位でのまちづくりを支援する仕組みづくりを進めるなど、住民自治、地域自治の確立を目指した取組を推進していくことが求められます。

※グリーンテクなかい：東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺の工業団地。

※近居：車や電車、自転車、徒歩など交通手段を問わずに、比較的気軽に行き来ができる近さに「親世帯」と「子世帯」が暮らしている状態。

Ⅱ 後期基本計画

トビラ裏（白紙）

重点プラン

〈重点プラン策定の視点〉

基本構想をふまえ、中井町の将来像を実現していくために、以下のような視点から今後5年間の重点プランを定めます。

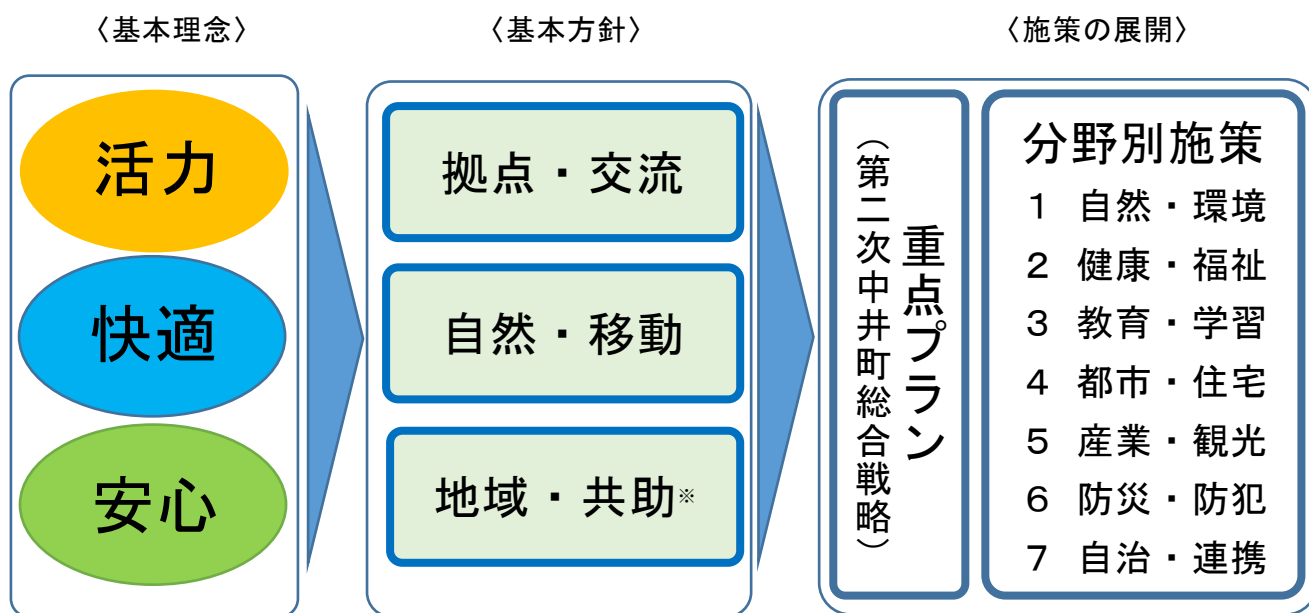
〈重点プラン策定の視点〉

- 視点1 「活力」「快適」「安心」の3つの基本理念を実現していくための柱となる取組。
- 視点2 分野別施策を展開していく際の牽引軸となり、高い波及効果が期待される取組。
- 視点3 各施策分野をつなげ、横断的な施策の展開が特に求められる取組。

分野別計画の個々の施策を展開していく際のリーディングプロジェクト※である重点プランに第二次中井町総合戦略を位置付け、将来の人口展望の実現や地域の活性化などの実現を目指します。

第六次中井町総合計画 基本構想

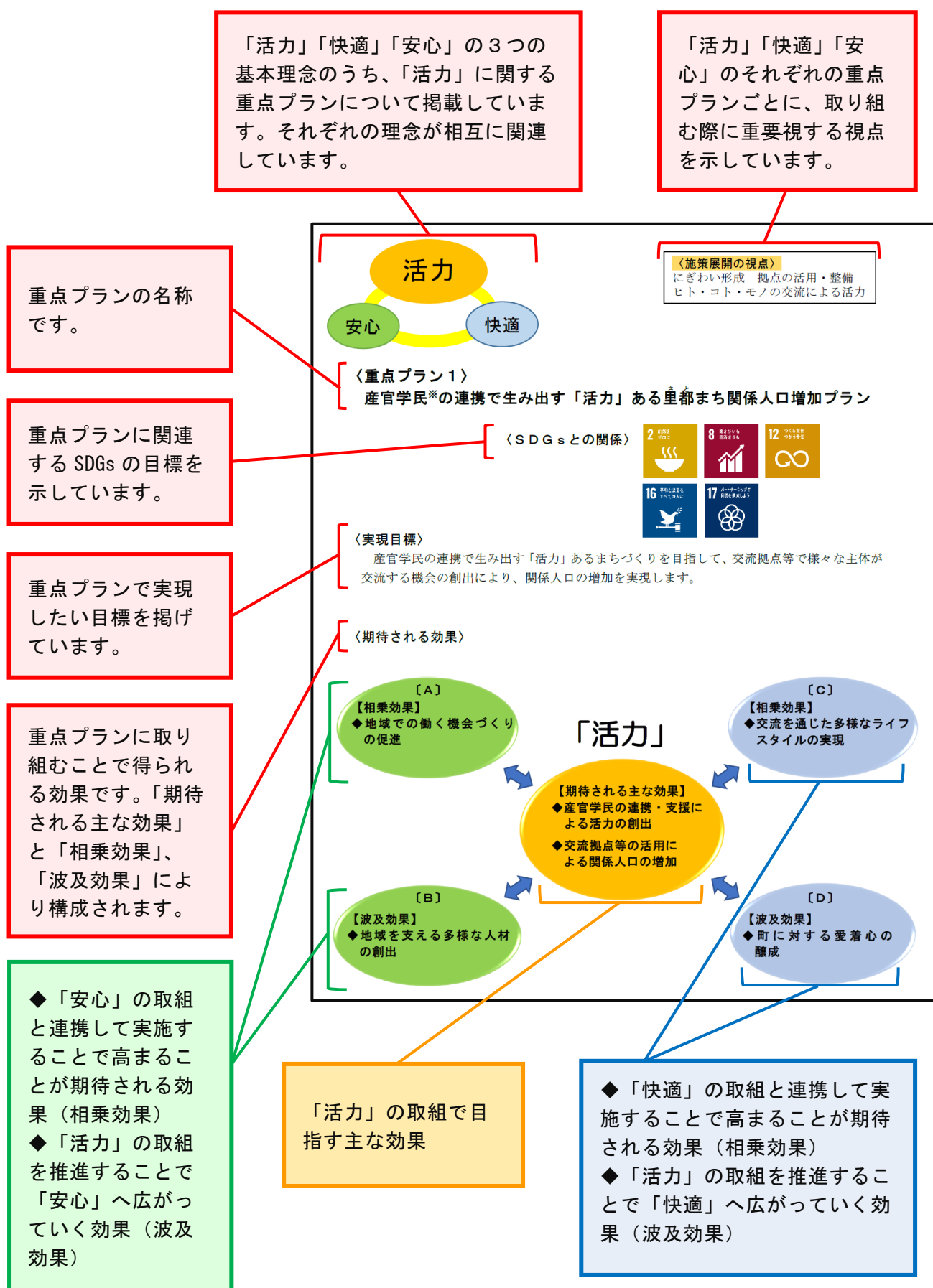
第六次中井町総合計画 後期基本計画



※リーディングプロジェクト：事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクト。

※共助：地域住民同士の助け合いやボランティアのこと。

〈重点プランの見方〉



①

②

③

④

① ② ③ ④ 〈基本目標値〉 実現目標・効果に結び付く指標		
重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 () は基準値	目指す方向性
関係人口	350 人 (268 人)	様々な主体が連携し交流することで、行ってみたい、住んでみたいまちづくりを目指します。
転入者数	380 人/年 (360 人/年)	

⑤

⑥

⑦

⑧

⑤ 〈個別目標値〉 基本目標値に結び付く指標				
重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 () は基準値	関連する主な施策 (分野別計画施策番号)	期待される 効果	総合戦略の 目標
新規就農者数	16 戸 (13 戸)	5-1-1 持続可能な農業の育成	[A] [B]	基本目標 1
交流人口	200,000 人/年 (202,763 人/年)	5-2-1 魅力づくりと観光の推進	[C]	基本目標 2
ブランド品の売上	11,000 千円/年 (9,833 千円/年)	5-2-1 魅力づくりと観光の推進	[B]	基本目標 1
産官学民の新たな 連携事業数	5 件	5-2-2 多様な交流環境の整備	[B]	基本目標 2
事業所の新設数	3 件	5-3-1 雇用創出と就労支援	[A]	基本目標 1
まちづくりパート ナー制度活用件数	6 件/年 (3 件/年)	7-1-1 参加と協働の推進	[B]	基本目標 4
町民の推奨意欲	6.0 ポイント (5.3 ポイント)	7-3-2 地域における情報化	[D]	基本目標 4

① 基本目標値

重点プランの達成状況を把握するための基本となる指標です。実現目標と期待される主な効果に関連付けて設定しています。

② 重要業績評価指標 (KPI)

目標を達成するための業績評価を示す指標です。KPI は Key Performance Indicator の略。

③ 目標数値

計画期間内で達成を目指す「②重要業績評価指標 (KPI)」の数値の目標です。基準値は、直近の実績値です。

④ 目指す方向性

「①基本目標値」の達成に向けて目指す方向性です。

⑤ 個別目標値

「①基本目標値」の達成につながるより具体的な施策に係る指標です。

⑥ 関連する主な施策

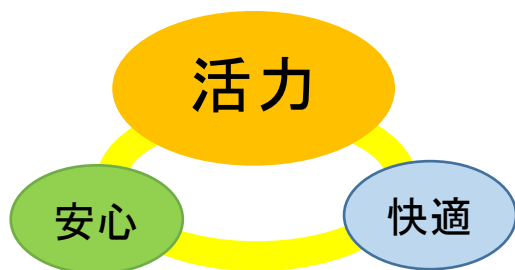
目標値の達成に向けて取り組む主な施策を示しています。具体的な施策内容は、分野別計画に記載しています。

⑦ 期待される効果

左頁の「期待される効果」のうち、どの効果に関連する目標であるかをアルファベットで示しています。

⑧ 総合戦略の目標

総合戦略の 4 つの基本目標のうち、どの基本目標につながる目標であることを示しています。



〈施策展開の視点〉

にぎわい形成 拠点の活用・整備
ヒト・コト・モノの交流による活力

〈重点プラン1〉

産官学民[※]の連携で生み出す「活力」ある^{きと}里都まち関係人口増加プラン

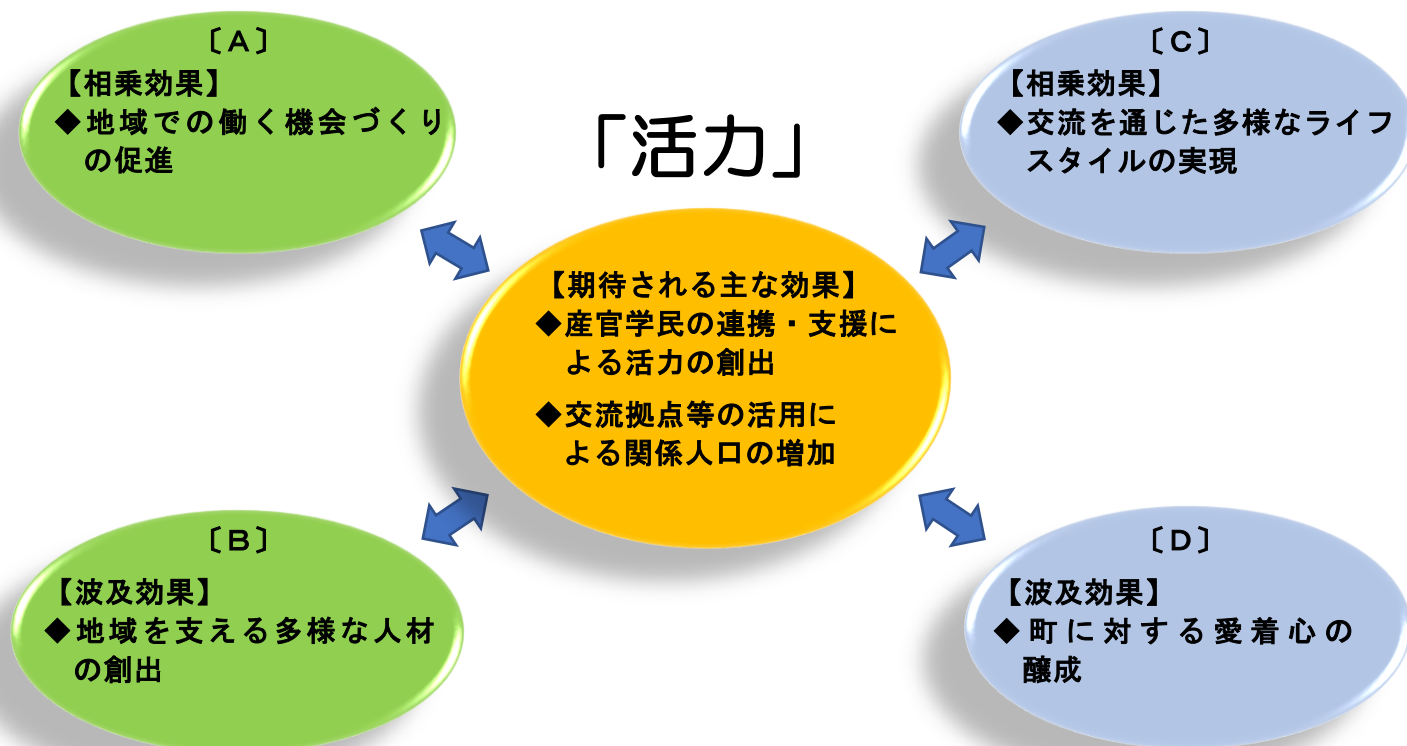
〈SDGsとの関係〉



〈実現目標〉

産官学民の連携で生み出す「活力」あるまちづくりを目指して、交流拠点等で様々な主体が交流する機会の創出により、関係人口の増加を実現します。

〈期待される効果〉



[※]産官学民：産業界（民間企業）、官公庁（国・地方自治体）、学校（教育・研究機関）、民間（地域住民・NP0）の四者を指す言葉。

〈基本目標値〉 実現目標・効果に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 ()は基準値	目指す方向性
関係人口	350 人 (268 人)	様々な主体が連携し交流することで、行ってみたい、住んでみたいまちづくりを目指します。
転入者数	380 人/年 (360 人/年)	

〈個別目標値〉 基本目標値に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 ()は基準値	関連する主な施策 (分野別計画施策番号)	期待される 効果	総合戦略の 目標
新規就農者数	16 戸 (13 戸)	5-1-1 持続可能な農業の育成	〔A〕〔B〕	基本目標 1
交流人口※	200,000 人/年 (202,763 人/年)	5-2-1 魅力づくりと観光の推進	〔C〕	基本目標 2
ブランド品の売上	11,000 千円/年 (9,833 千円/年)	5-2-1 魅力づくりと観光の推進	〔B〕	基本目標 1
産官学民の新たな 連携事業数	5 件	5-2-2 多様な交流環境の整備	〔B〕	基本目標 2
事業所の新設数	3 件	5-3-1 雇用創出と就労支援	〔A〕	基本目標 1
まちづくりパート ナー制度※活用件 数	6 件/年 (3 件/年)	7-1-1 参加と協働の推進	〔B〕	基本目標 4
町民の推奨意欲	6.0 ポイント (5.3 ポイント)	7-3-2 地域における情報化	〔D〕	基本目標 4

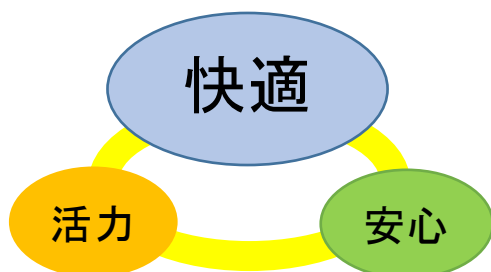
※重要業績評価指標は「関連する主な施策」の番号順に掲載

※期待される効果のアルファベットは左頁の〈期待される効果〉の図中のアルファベットに対応

※総合戦略の目標は 5 頁の表を参照

※交流人口：その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる（交流する）人のことです。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念。

※まちづくりパートナー制度：まちづくりのために、地域のために何かしたい、役に立ちたいと思う人と支援あるいは協力者、賛同者を必要としている個人・団体等とを結びつけるボランティア制度。



〈施策展開の視点〉

自然環境の保全・共生と活用の展開
町内・町外からの移動による快適さ

〈重点プラン2〉

環境共生の「快適」な里都まちライフスタイルによる町民いきいきプラン

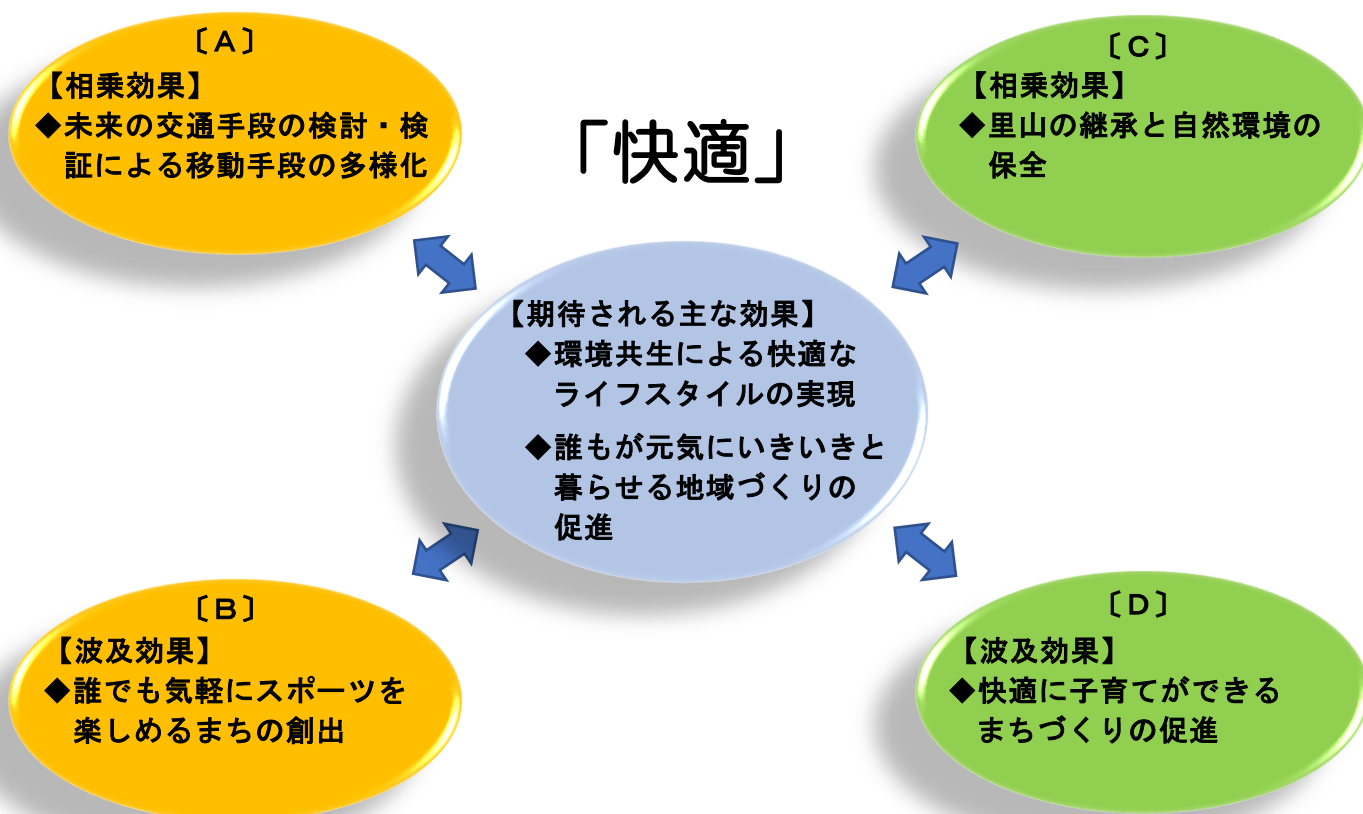
〈SDGsとの関係〉



〈実現目標〉

環境と共生する「快適」なライフスタイルの実現を目指して、移動手段の多様化や豊かな自然環境をいかした健康づくり、子育て環境の充実を通じて、誰もが元気にいきいきと暮らせる地域づくりを実現します。

〈期待される効果〉



〈基本目標値〉 実現目標・効果に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 ()は基準値	目指す方向性
平均寿命	男：82.4歳、女：88.8歳 (男：81.0歳、女：87.6歳)	自然環境と共生する中で、子どもから高齢者までが元気にいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。
出生数	50人/年 (45人/年)	

〈個別目標値〉 基本目標値に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 ()は基準値	関連する主な施策 (分野別計画施策番号)	期待される効果	総合戦略の目標
里山をいかした取組数	10件 (6件)	1-2-1 水と緑・里山の保全と活用	〔C〕	基本目標4
一人1日当たりのごみの排出量	850g/年 (924g/年)	1-4-1 ごみ減量化と資源再生	〔C〕	基本目標4
子育て支援センター※利用数	8,000件/年 (8,768件/年)	2-2-2 子育て・子育て支援の充実	〔D〕	基本目標3
ネウボラ※利用件数	1,300件/年 (1,195件/年)	2-2-2 子育て・子育て支援の充実	〔D〕	基本目標3
小学生給食費自己負担額	0円/人 (月額3,800円/人)	2-2-2 子育て・子育て支援の充実	〔D〕	基本目標3
総合型地域スポーツクラブ※数	1件 (0件)	3-2-2 生涯スポーツの推進	〔B〕	基本目標4
生活交通の満足度	40.0% (29.7%)	4-2-2 生活交通等の充実	〔A〕	基本目標4

※重要業績評価指標は「関連する主な施策」の番号順に掲載

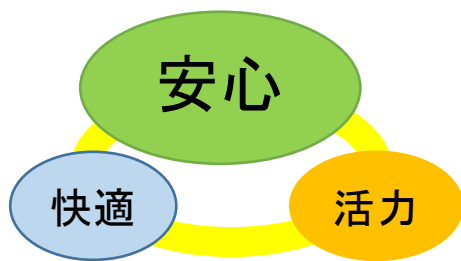
※期待される効果のアルファベットは左頁の〈期待される効果〉の図中のアルファベットに対応

※総合戦略の目標は5頁の表を参照

※子育て支援センター：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、各種講座の実施、その他の援助を行う施設。

※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスする場所」。妊娠、出産から就学前までの切れ目のない育児支援。

※総合型地域スポーツクラブ：種目、世代や年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。



〈施策展開の視点〉

地域での支え合い 良好な人間関係
自立や共助に基づく安心の保障

〈重点プラン3〉

多様な人材が活躍して助け合う里都まち「安心」暮らしプラン

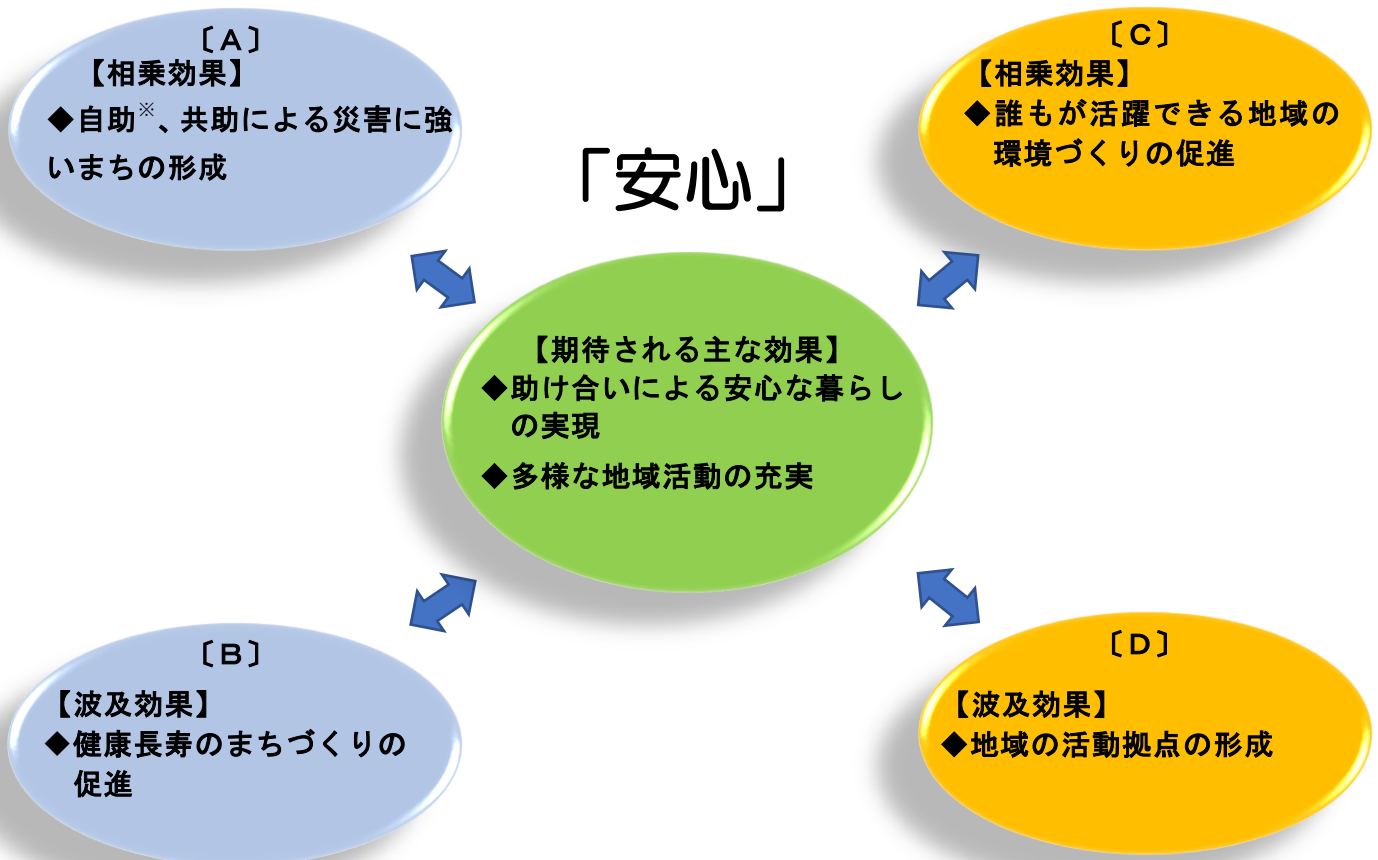
〈SDGsとの関係〉



〈実現目標〉

助け合いによる「安心」な暮らしを目指して、誰もが活躍できる地域の環境づくりなどにより、多様な地域活動の充実を実現します。

〈期待される効果〉



※自助：様々な生活・福祉課題の解決に向けて住民自らが行うこと。

〈基本目標値〉 実現目標・効果に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 () は基準値	目指す方向性
新たな地域活動の実施数	9 件	地域の人たちで助け合い、多様な地域活動が行われている住み続けたいまちづくりを目指します。
転出数	350 人/年 (384 人/年)	

〈個別目標値〉 基本目標値に結び付く指標

重要業績評価指標 (KPI)	目標数値 () は基準値	関連する主な施策 (分野別計画施策番号)	期待される効果	総合戦略の目標
未病センター※利用者数	1,000 人/年 (520 人/年)	2-1-1 生涯を通じた健康づくり	〔B〕	基本目標 4
サロン活動※数	19 件 (14 件)	2-3-1 高齢者保健福祉の充実	〔B〕〔D〕	基本目標 4
空き家を活用した活動数	3 件 (1 件)	4-2-1 総合的な定住促進	〔C〕〔D〕	基本目標 4
防災講座※実施数	12 回/年 (10 回/年)	6-1-2 防災体制の充実	〔A〕	基本目標 4
安心・安全メール※登録件数	3,300 件 (3,124 件)	6-1-2 防災体制の充実	〔A〕	基本目標 4
新たな外国語対応の取組数	3 件	7-1-3 人権を尊重するまちづくり	〔C〕	基本目標 4

※重要業績評価指標は「関連する主な施策」の番号順に掲載

※期待される効果のアルファベットは左頁の〈期待される効果〉の図中のアルファベットに対応

※総合戦略の目標は 5 頁の表を参照

※未病センター：手軽に健康状態や体力等をチェックし、その結果に基づくアドバイスや未病改善の取組のための情報を受けられる場であり、本町では、保健福祉センター内に「未病センター・なかい健康づくりステーション」を設置している。なお、未病とは、健康と病気の間で連続的に変化する状態を指す。

※サロン活動：地域住民の交流の場で、住民が自由に集まって行える活動。

※防災講座：町民等が防災対策の知識を習得し、自助・共助力を高めるための講座。

※安心・安全メール：あらかじめ登録した携帯電話やパソコンなどへ、災害、防災、防犯等の情報をメールで配信するサービス。

分野別計画の体系

基本理念	将来像	基本方針	分野	基本施策	大施策	小施策
活力	一人ひとりが主役！	拠点・交流	1 自然・環境	1 地球温暖化対策	1 エネルギー対策	1 省エネルギー対策 2 再生可能エネルギーの普及促進
				2 里山環境の保全	2 環境啓発の推進	1 環境教育・環境学習の推進 2 地球温暖化防止活動の促進
				3 生活環境の保全	1 水と緑・里山の保全と活用	1 森林の保全と緑化の推進 2 水辺空間づくり 3 里山の保全・活用による活性化
				4 資源循環型社会の形成	2 生態系の保全	1 自然生態系の保全・活用 2 自然生態系保全への取組支援
			2 健康・福祉	1 安心できる保健・医療体制づくり	1 産業における環境対策	1 産業活動に伴う環境安全対策の促進 2 有害化学物質による被害の防止
				2 子育て・子育てしやすいまちづくり	2 生活環境の向上	1 安全な水の確保 2 適切な排水処理の推進 3 環境美化活動の促進 4 不法投棄の防止
				3 みんなで支え合う福祉のまちづくり	1 ごみ減量化と資源再生	1 ごみ減量化の推進 2 細分別収集の徹底 3 生ごみ等の資源化 4 ごみ処理の広域化
					1 生涯を通じた健康づくり	1 健康づくりを応援する仕組みと活動の充実 2 母子保健活動の推進 3 食育・食生活改善の推進 4 未病を改善する活動の促進
			3 教育・学習	1 生きる力を育む人づくり	2 地域医療体制の充実	1 町内医療機関の充実 2 地域の医療機関との連携 3 感染症危機管理対策
				2 学びあい・教えあいのなかまづくり	1 子育て・子育て環境の整備	1 多様な保育ニーズへの対応 2 学童保育の充実 3 子どもたちの居場所づくりの推進 4 保育所等の効率的運営の実施
				3 文化を育むまちづくり	2 子育て・子育て支援の充実	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 子育て支援のネットワークづくり 3 切れ目のない子育て・子育ての支援
					1 高齢者保健福祉の充実	1 高齢者にやさしい環境整備 2 介護予防事業の充実 3 社会参加の促進と生き生きとした生活の支援
快適	魅力育む里都まち♡なかい	自然・移動	1 自然・環境	1 地球温暖化対策	2 障がい者福祉の充実	1 障害福祉サービスの充実 2 精神障がい者等福祉の充実 3 就労・社会参加活動の支援
				2 里山環境の保全	3 地域で支え合う福祉のまちづくり	1 地域ぐるみ福祉ネットワークづくり 2 生活福祉の充実 3 ひとり親家庭への支援 4 ユニバーサルデザインの推進
				3 生活環境の保全	1 学校教育の充実	1 時代の変化に対応する教育 2 健やかな心身の育成 3 教育環境の整備 4 きめ細かな就学支援
				4 資源循環型社会の形成	2 地域とともにある学校づくり	1 開かれた学校の推進 2 地域教育力の活用 3 児童・生徒の安全確保
			2 健康・福祉	1 安心できる保健・医療体制づくり	1 生涯学習の推進	1 生涯学習の場の確保 2 各種学級・講座の充実 3 学習支援体制の充実 4 世代間交流の促進
				2 子育て・子育てしやすいまちづくり	2 生涯スポーツの推進	1 生涯スポーツの振興 2 スポーツを通じた交流 3 スポーツ環境の整備・充実
				3 みんなで支え合う福祉のまちづくり	3 青少年の健全育成	1 地域ぐるみでの青少年の育成活動 2 青少年の社会参加活動 3 青少年の非行防止対策
					1 文化のまちづくり	1 地域文化活動の支援 2 発表・鑑賞機会の拡充
			3 教育・学習	1 生きる力を育む人づくり	2 文化の継承と保存活用	1 郷土文化の継承 2 文化財の保存
				2 学びあい・教えあいのなかまづくり		
				3 文化を育むまちづくり		
安心	魅力育む里都まち♡なかい	地域・共助	1 自然・環境	1 地球温暖化対策		
				2 里山環境の保全		
				3 生活環境の保全		
				4 資源循環型社会の形成		
			2 健康・福祉	1 安心できる保健・医療体制づくり		
				2 子育て・子育てしやすいまちづくり		
				3 みんなで支え合う福祉のまちづくり		
			3 教育・学習	1 生きる力を育む人づくり		
				2 学びあい・教えあいのなかまづくり		
				3 文化を育むまちづくり		

基本理念	将来像	基本方針	分野	基本施策	大施策	小施策			
活力	一人ひとりが主役！	拠点・交流	4 都市・住宅	1 計画的な土地利用	1 土地の有効利用	1 自然環境と調和のとれた土地利用の推進 2 インターチェンジ周辺の土地利用の推進 3 役場周辺の土地利用の検討 4 砂利採取跡地の有効利用			
					2 都市基盤の整備	1 市街地整備の推進 2 中井中央公園の充実 3 地域に親しまれる公園づくり			
				2 定住を支えるまちづくり	3 道路交通網の整備	1 幹線道路の整備促進 2 生活道路の整備 3 道路の適切な管理			
					5 産業・観光	1 活力を生み出す産業の創造	1 総合的な定住促進 2 生活交通等の充実	1 住宅・住環境整備等による定住促進 2 空き家・空き地対策の充実 1 バス交通の充実 2 生活交通サービスの拡充 3 自転車を活用したライフスタイルの促進	
				2 交流を創りだすまちづくり		1 持続可能な農業の育成 2 地域の活力となる産業の創造	1 農地の保全、有効利用 2 特色ある農業振興 3 体験・交流型農業と地産地消の推進		
				3 新たな雇用を創りだすまちづくり	1 魅力づくりと観光の推進 2 多様な交流環境の整備	1 商店会の活性化支援 2 地元産業の育成 3 新たな産業施設の誘致			
			6 防災・防犯	1 災害に強いまちづくり	1 雇用創出と就労支援	1 観光・交流事業の推進 2 食と特産品づくり 3 農業を生かした交流促進			
				2 安全・安心なまちづくり	1 災害の未然防止と減災 2 防災体制の充実	1 まちの小さな拠点の形成 2 交流の場づくりの促進			
				7 自治・連携	1 自治を育むまちづくり	1 防犯・交通安全 2 消費者の保護	1 地域での働く場の創出 2 U・I・Jターンに対する支援 3 コミュニティビジネスへの支援		
			2 行財政運営の充実		1 参加と協働の推進 2 地域コミュニティの活性化 3 人権を尊重するまちづくり	1 大規模災害への減災対策の促進 2 災害に備えた施設の維持管理・整備等の促進			
					1 行政を担う人材・組織の改革 2 質の高い行政サービスの提供 3 効果的・効率的な財政運営	1 自主防災組織活動の支援 2 災害時の避難支援体制の整備 3 消防・救急体制の充実			
					3 広域連携・地域情報化の充実	1 広域行政と地域間連携 2 地域における情報化	1 地域防犯体制の整備 2 交通安全意識の向上 1 情報提供と意識啓発 2 相談業務の充実強化		
			地域・共助						1 自治基本条例の理念実現 2 活動組織の育成・支援 3 活動情報等の充実による協働活動の推進
				1 コミュニティ事業や活動の支援 2 地域活動団体等の活性化支援 3 コミュニティ活動拠点の活用					
			安心						1 人権の尊重 2 男女が共に築く地域づくりの支援 3 多文化共生の推進
									1 行政改革の推進 2 組織体制の見直し 3 職員の能力開発と資質の向上
									1 事務事業の見直し 2 町民サービスの向上 3 相談活動の充実
									1 財源の安定的確保 2 効率的な行政運営 3 合理的な財政運営
									1 広域連携事業の推進 2 地域間交流の推進
									1 シティプロモーションの推進 2 地域情報の活用とセキュリティの確保 3 行政サービスの情報化・発信能力の向上

分野別施策

1 自然・環境

1-1 地球温暖化対策



1-1-1 エネルギー対策

【現況と課題】

地球温暖化により気温の上昇や豪雨、干ばつなどの異常気象、生態系や農業生産、水資源への影響など、地球環境への影響が予想され早急な対策が必要です。

また、省エネルギー対策についても町民のライフスタイルや事業所の形態等が多岐にわたっており、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

本町では「中井町環境基本計画」や「中井町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町民・事業者・行政が共通認識のもと、温室効果ガス※排出削減や省エネルギー対策にそれぞれが取り組んでいくための事業を推進しています。

【施策目標】

町民・事業者・行政が各々の立場で主体的に省エネルギー、温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、環境教育・普及啓発、団体活動への支援を一層充実させることにより、相互に協力連携し、地域が一体となり地球温暖化対策や省エネルギー対策を継続して推進します。

1-1-1-1 省エネルギー対策

【施策内容】

本町では温室効果ガスの削減目標を設定しており、省エネルギー機器や低公害車の導入、クリーンエネルギー※の活用を図るとともに、地域・学校・家庭・事業所等様々な場面において、エネルギー対策への意識の高揚、環境に配慮した取組を促進します。

1-1-1-2 再生可能エネルギーの普及促進

【施策内容】

町民・事業所への情報提供や各種支援により、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、公共施設の新設・改築等に併せて太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。

※温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガス。

※クリーンエネルギー：温暖化ガスを排出せず、環境への負荷を軽減できる太陽光発電や風力発電、太陽熱利用など。

1-1-2 環境啓発の推進

【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、日常生活に物質的な豊かさや快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で地球温暖化の進行を引き起こし、地球環境に深刻な負荷を与えています。

再生可能エネルギーを有効に活用することや、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践して持続可能なライフスタイルの普及に取り組んでいく必要があります。

自然や環境に関する理解を深めるため、人材の育成及び講座内容の充実や各種イベントなどを通じて町民・事業者への意識啓発、団体の活動支援を図っていくことが必要です。

【施策目標】

中井町環境基本計画や中井町地球温暖化対策実行環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が共通認識のもと、それぞれが環境に配慮した取組ができるように情報交換、環境学習の機会を創出するとともに、意識啓発を図り、関係団体等の活動を支援します。

1-1-2-1 環境教育・環境学習の推進

【施策内容】

体験型環境学習、環境展*などの推進により環境問題に対する理解を深め、人材の育成や地域活動などを推進します。

1-1-2-2 地球温暖化防止活動の促進

【施策内容】

地球温暖化防止に関して町民・事業者の自主的な取組を促すための情報提供・啓発に努めるとともに、環境学習等を通じて環境活動の推進団体等の育成を図ります。

*環境展：町民や事業所を対象として、環境への意識の高揚を図るために、パネルの展示等を行う取組。

1-2 里山環境の保全



1-2-1 水と緑・里山の保全と活用

【現況と課題】

人と自然が共存する里山や豊かな地下水は、町の誇るべき貴重な地域資源であり、地域共有の財産として次世代に引き継いでいく必要があります。そのため、貴重な動植物など生態系に配慮しつつ、水と緑・里山の将来あるべき姿を明らかにし、管理の行き届かなくなった森林などを保全、再生していく仕組みづくりを進める必要があります。

【施策目標】

花と緑があふれるまちづくりを進めるとともに農地・山林・水辺等を保全、再生することで、後世に引き継ぐべき魅力ある里山環境を守り、活用する仕組みを構築します。

1-2-1-1 森林の保全と緑化の推進

【施策内容】

地域との協働により緑の保全を行うとともに、担い手不足により荒廃した森林を再生することで、水源涵養を含めた森林の公益的機能の向上を図ります。

1-2-1-2 水辺空間づくり

【施策内容】

町内河川の改修工事による整備や定期的な河床※整理等による河川の安全確保や河川に親しむ環境づくりについて、引き続き県と協議・要請を行います。

また、河川周辺の水辺空間や厳島湿生公園・震生湖の周辺環境の保全に努めるとともに、町民の行う自主的な美化活動を支援します。

1-2-1-3 里山の保全・活用による活性化

【施策内容】

町民の景観形成や森林・農地・水辺環境等への意識の高揚を図り、人材の育成やボランティア団体等の活動を支援することで、地域の自然・文化的資源が継承され町の活性化につながるように、引き続き里山の保全・活用を促進します。

※河床：河川の水で覆われた部分の床。

1－2－2 生態系の保全

【現況と課題】

生物多様性※は様々な自然環境の相互作用からなり、これを保持することは里山の保全や安全な水の確保などにつながり、私たちの暮らしの安全・安心を支える重要な機能を果たしています。

町内の動植物の分布・発生時期・生息状況・数量・経年変化などの情報を継続して定期的に収集・蓄積し、現状を把握したうえで地域資源としての保全・活用に取り組むため、人材及び団体の育成を図るとともに、協働による生態系保全のための仕組みが必要です。

【施策目標】

森林・里山・河川・動植物などの豊かな自然環境、地域資源を保全・活用するとともに、環境学習などを通じて人材、団体の育成を図り、活動を支援します。

1－2－2－1 自然生態系の保全・活用

【施策内容】

生物多様性調査に基づき動植物の保全・活用を図るため、今後も継続して定期的に確認調査を実施し、調査結果などを活用した情報発信や自然学習事業の推進により町民に生態系への意識の高揚に努めるとともに、多様な主体による保全活動を促進します。

1－2－2－2 自然生態系保全への取組支援

【施策内容】

地域住民や有識者との協働により、生態系保全のための取組を推進するため環境学習や有識者による講習会などを通じ、引き続き人材・団体の育成・活動への支援を行います。

※生物多様性：生きものの豊かな個性とつながりのこと。動植物の種類が多いということだけを意味するものではなく、長い歴史と、その中で育まれてきた生きものの相互のつながりをも指し示す。

1-3 生活環境の保全



1-3-1 産業における環境対策

【現況と課題】

大気汚染・水質汚濁・振動・騒音・粉塵・悪臭等の公害による健康被害などの環境問題に加え、有害化学物質などへの対応も課題となっています。

中井町環境基本条例、中井町環境基本計画などに基づき、これら環境問題に対する対策を進め、被害の未然防止に努めることが重要であることから、今後とも、町民・事業者・行政の協働により、安全で快適な生活環境を守るための取組を継続していく必要があります。

【施策目標】

町民生活を取り巻く大気・水質・土壌などの継続的なモニタリング調査や事業者への指導、町民への注意喚起などにより、環境の維持向上に努め、引き続き安全・安心な生活環境保全を目指します。

1-3-1-1 産業活動に伴う環境安全対策の促進

【施策内容】

工場などの排水や大気汚染、騒音などについて、「中井の環境を良くする会」や「中井町商工振興会」等を通じ事業者との連絡調整や指導を行いながら、環境安全対策の維持向上に努めます。

1-3-1-2 有害化学物質による被害の防止

【施策内容】

ダイオキシン類・環境ホルモン・アスベスト等をはじめとした有害化学物質による被害の未然防止に向け、情報発信及び対応に努めます。

1-3-2 生活環境の向上

【現況と課題】

町内企業や地域住民との協働による環境保全活動が展開されていますが、依然として山林や農地、ごみステーションなどへの不法投棄が課題となっており「なかいクリーンタウン運動※」をはじめとした不法投棄のできない環境づくりの継続が求められています。

また、安全な水の確保のためには、継続的な地下水並びに河川の水質検査、土壌検査、水道施設の点検及び計画的な耐震化・老朽化対策が必要となります。

さらに生活排水対策については、下水道整備はほぼ完了し、費用対効果を踏まえた計画的な施設の老朽化対策に取り組んでいます。下水道の接続率の向上、合併処理浄化槽※への転換推進や適正管理が課題となっています。

【施策目標】

環境美化や不法投棄などの課題に対し、引き続き町民・事業者・行政が協働で取り組みます。

また、水道施設・下水道施設の適切な維持管理・更新などを通じて、生活環境の向上に努めます。

1-3-2-1 安全な水の確保

【施策内容】

水質検査や土壌検査、定期的な施設巡回点検を継続的に実施するとともに、計画的な老朽施設の更新・耐震化を進めます。

1-3-2-2 適切な排水処理の推進

【施策内容】

下水道事業計画の見直しや既設管路の点検・維持により計画的かつ効率的な公共下水道の維持整備を進めるとともに、公共下水道への接続率向上や合併処理浄化槽への転換、維持管理の適正化を図ります。

1-3-2-3 環境美化活動の促進

【施策内容】

「なかいクリーンタウン運動」や「花いっぱい運動※」などの展開を通じて、引き続き町民や事業者による自主的な環境美化活動を支援します。

1-3-2-4 不法投棄の防止

【施策内容】

清掃ボランティアなどの地域住民と連携して、監視パトロールや不法投棄防止啓発などにより、引き続き不法投棄の散乱防止や未然防止に努めます。

※なかいクリーンタウン運動：町民・事業者・行政が協力して、町内をウォーキングしながらポイ捨てごみ等を拾う環境美化活動。

※合併処理浄化槽：水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

※花いっぱい運動：老人クラブなどの団体に、花苗の植栽・管理を委託し、町の景観向上や環境美化を図る取組。

1-4 資源循環型社会の形成



1-4-1 ごみ減量化と資源再生

【現況と課題】

ごみの減量化を推進するためには分別の徹底やごみの排出削減などの取組が重要であり、収集運搬や焼却の効率化を図ることで、地球温暖化対策など環境への負荷軽減を目指していく必要があります。

そのためには現在、可燃ごみとなっている食品ロス※の削減や生ごみ・廃油などを資源として活用できる仕組みづくりとともに、ごみの減量化に向けた地域・事業者と連携した更なる体制づくりへの取組が求められています。

また、足柄東部清掃組合で行っているごみ処理については、施設の老朽化などからも新たな広域化を含めた持続可能なごみ処理システムを構築する必要があります。

グラフ：ごみ発生の推移（更新）

【施策目標】

ごみの減量化を促進するため、食品ロス対策や事業系ごみの対策をはじめ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）※に町全体で取り組むとともに、ごみ処理の広域化により資源循環型社会の構築を目指します。

1-4-1-1 ごみ減量化の推進

【施策内容】

買い過ぎや使い残し、食べ残しをなくし、食品ロスなどのライフスタイルを見つめなおし、ごみの 3R を町民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組み、引き続きごみの減量化を促進します。

※食品ロス：食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。

※3R：ごみのリデュース（Reduce=減量化）、リユース（Reuse=再利用）、リサイクル（Recycle=再資源化）を推進していくことの略称。

1-4-1-2 細分別収集の徹底

【施策内容】

ごみの減量化と資源化を推進するため、「ごみカレンダー」や「ごみと資源の出し方ガイド」、町ホームページなどにより意識啓発を行うとともに、収集と処理体制を整えて細分別収集を徹底します。

1-4-1-3 生ごみ等の資源化

【施策内容】

生ごみ処理機や段ボールコンポスト※の導入による生ごみの堆肥（資源）化促進や家庭から出る剪定枝をチップ化するなどにより、近隣市町と連携しながらごみの減量化と資源化を推進します。

1-4-1-4 ごみ処理の広域化

持続可能なごみ処理システムを確立するため、ごみ処理の広域化について、1市5町による「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」において協議を進めます。

写真：ごみ減量に関する
啓発・取組（新規）

※段ボールコンポスト：段ボール箱を利用した生ごみ処理容器で、段ボール箱に土壌改良材を入れ、好気性微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥を作るもの。

2 健康・福祉



2-1 安心できる保健・医療体制づくり

2-1-1 生涯を通じた健康づくり

【現況と課題】

近年のライフスタイルの多様化などに伴う食生活の変化やスポーツ人口の減少、将来の疾病構造の傾向を踏まえ、生活習慣や運動習慣を改善して健康を増進することが課題となっています。

「美・緑なかい健康プラン（中井町健康増進計画・食育推進計画）」に基づき、健康づくり事業の実施やサポーターの養成・育成と活動支援などを推進してきましたが、今後も生涯にわたる心身の健康の維持・増進を図り、健康寿命※を延ばすことを目指した取組や自らの健康づくりを応援する環境づくりの推進が求められています。

また、「里都まち♡なかいネウボラ※」により妊娠期からの信頼関係の構築に努め、親子及びその家族のエンパワメント※向上の支援が必要とされています。

【施策目標】

乳幼児から高齢者まで、生涯にわたり町民一人ひとりの健康づくりと疾病予防に努め、心身の健康の維持・増進を進めます。

2-1-1-1 健康づくりを応援する仕組みと活動の充実

【施策内容】

健康に関する情報提供を行うとともに、地域で健康づくりを進める人材の育成と活動の支援を行い、町民自らの健康づくりを家庭、地域、団体、行政で応援し、健康づくり活動の活性化を図ります。

2-1-1-2 母子保健活動の推進

【施策内容】

安心して子どもを出産し健やかに育てることができるよう、「里都まち♡なかいネウボラ」により、妊産婦健診や乳幼児健診、家庭訪問、育児相談などを通じ、親子とその家族に対する切れ目ない母子保健活動を推進します。

※健康寿命：WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。

※エンパワメント：個人や集団が力をつけ、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

※里都まち♡なかいネウボラ：安心して出産を迎え子育てができるよう、不安な気持ちや悩みを気軽に相談できる環境を整え、妊娠期～出産～産後の継続した関わりを創出する場。

2-1-1-3 食育・食生活改善の推進

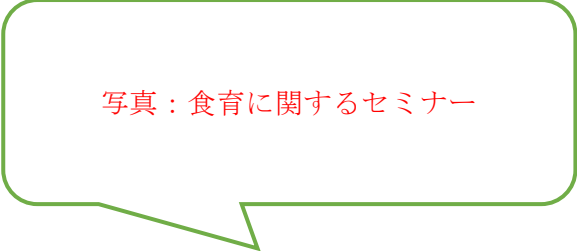
【施策内容】

広報紙などによる情報提供や健康教育・健康相談などの機会の充実とともに、人材の育成や団体の活動支援を行い、各ライフステージに応じた食に関する知識の普及により食育※・食生活改善に向けた取組を促進します。

2-1-1-4 未病を改善する活動の促進

【施策内容】

「未病センター・なかい健康づくりステーション」を拠点として保健師など専門職による情報提供や個別及び集団指導を行うとともに、地域での取組を支援しスポーツなど他分野における活動や県西地域活性化プロジェクト※・県・企業などと連携して未病を改善する活動を促進します。



写真：食育に関するセミナー

※食育：「食」を生きるうえでの基本と位置付け、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう育てること。

※県西地域活性化プロジェクト：未病を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然といのち、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図る県西地域で連携して取り組む事業。

2-1-2 地域医療体制の充実

【現況と課題】

現在、本町における診療、救急医療、夜間診療など医療体制については一次診療※が中心となっています。休日は足柄上1市5町で運営する休日急患診療所※を開設しています。

休日・夜間の二次救急医療※については、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されています。

三次救急医療※については、重症患者で救急車による搬送が困難な場合にはドクターヘリによる救命救急センターへの救急搬送を実施しています。

また、町内及び近隣には産科医療機関が少なく、関係機関と連携して広域的に取り組む必要があります。

今後は、更なる医療機関との連携に努め、安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の定着や二次・三次救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

【施策目標】

身近な地域で安心して医療を受けられるよう、休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

2-1-2-1 町内医療機関の充実

【施策内容】

医師会や関係機関と連携・協力して医療機関の確保に努めるとともに、引き続きかかりつけ医の定着と訪問医療等在宅医療の充実に努めます。

2-1-2-2 地域の医療機関との連携

【施策内容】

町内の医療機関も含め、近隣の医療機関との連携を進め、身近な地域で安心して医療を受けられるように地域医療体制を整備し、かかりつけ医の定着を促進するとともに、近隣市町と連携しながら産科医療機関や二次・三次救急医療体制の充実を図ります。

2-1-2-3 感染症危機管理対策

【施策内容】

国・県・医療機関などと連携し、病原性の高い新型インフルエンザや危険性のある新感染症から町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう危機管理対策に努めます。

※一次医療、二次医療、三次医療：医療は、症状などによって3段階に分けられる。日常的な病気や外傷を対象とする外来診療を一次医療、専門外来や入院医療が必要な重症患者の医療を対象とするものを二次医療、先進的な技術を必要とする特殊な医療を対象とするものを三次医療という。

※休日急患診療所：休日に比較的軽症の患者を診療するとともに、入院治療を要する重症救急患者を、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う診療所。

2-2 子育て・子育てしやすいまちづくり



2-2-1 子育て・子育て環境の整備

【現況と課題】

女性の社会参画及び就労形態の多様化に伴い、子どもの保育ニーズにも柔軟性が求められるなか、本町では幼保連携型認定こども園※を運営し、教育・保育の充実を図るとともに、こども園、民間保育所において一時保育※や延長保育※を、広域連携により病児・病後児保育※を実施するなど多様な保育サービスを提供しています。

公立保育所運営費の一般財源化や私立保育所等に対する補助金の増加等、財源確保が厳しい中、より一層の効率的運営及び教育・保育サービスの充実を図る必要があります。

グラフ：町内年齢別乳幼児数の推移
(更新)

グラフ：保育園・こども園児童数の推移
(更新)

【施策目標】

女性の社会参画及び就労形態の多様化に伴う、子育てへの多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実に努めます。

2-2-1-1 多様な保育ニーズへの対応

【施策内容】

町内保育施設において、利用者の多様な保育ニーズに応えられるよう0～1歳児の受け入れ拡大、延長保育、病児・病後児保育などの充実及び提供に努めます。

※幼保連携型認定こども園：教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

※一時保育：通常保育園を利用していない家庭で、一時的に子どもの面倒をみることができないときに、保育園や施設にて子どもを預かってもらうサービス。「一時預かり」「短期保育」などと呼ばれることもある。

※延長保育：仕事の事情などでやむを得ず既定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度。

※病児・病後児保育：児童が病氣中又は病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、保育及び看護ケアを行う保育サービスを提供する事業。

2-2-1-2 学童保育の充実

【施策内容】

保育所等に預ける期間を過ぎ、平日の放課後や夏休み等の長期休暇の子どもをどこに預けるのかといった「小1の壁[※]」を打破するために、学童保育[※]の継続に努めるとともに、地域の特性や実態を踏まえつつ「放課後子ども教室[※]」の実施について検討していきます。

2-2-1-3 子どもたちの居場所づくりの推進

【施策内容】

子どもたちの学力向上や多様な体験機会の充実を図るため、地域の人材の協力を得て土曜学習事業[※]を引き続き実施します。また、民間団体による子どもたちの居場所づくり活動を支援し、土日や放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

2-2-1-4 保育所等の効率的運営の実施

【施策内容】

公立保育所運営費の一般財源化や私立保育所等に対する補助金の増加等、更なる財政負担を軽減するため、公立保育施設のより一層の効率的運営に努めます。

写真：こども園の様子など
(新規)

※小1の壁：共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じる。

※学童保育：主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（学童）に対して、授業の終了後に遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業。

※放課後子ども教室：放課後に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力により、スポーツや文化活動ができるようにする取組。

※土曜学習事業：子どもたちの学力向上や多様な体験機会の充実を図るため、土曜日に幼児、小学生、中学生を対象にした学習を行う事業。

2-2-2 子育て・子育て支援の充実

【現況と課題】

近年、地域住民の連帯感の希薄化や核家族化の進展などにより、子育てに対する孤独や不安を感じる保護者が増加傾向にあります。県内でも子どもの虐待件数が急激に増加するなど、子どもの健やかな成長のためには様々な支援が必要となります。

そのため、本町では小児医療費の助成、教育・保育の無償化への対応、小・中学校の給食費の助成などにより子育て家庭への経済的負担の軽減や、安心して出産を迎え子育てができるよう、不安な気持ちや悩みを気軽に相談できる環境を整え、妊娠期から出産、産後の継続した切れ目のない子育て支援を行う「里都まち♡なかいネウボラ」をスタートさせたほか、子育て支援センターでの相談業務やファミリー・サポート・センター[※]事業など、各家庭のニーズに沿った支援を行っています。

また、行政・住民・関係機関が連携して、虐待の予防・早期発見などの確な対応が求められています。

【施策目標】

子育てに対する孤独感や不安感を緩和するための相談体制等の充実を図るとともに、地域で安心して子育てができる環境整備、経済的負担の軽減に努めます。

2-2-2-1 地域における子育て支援サービスの充実

【施策内容】

次代を担う子どもたちが地域において健やかに成長できるよう、ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センターの機能の充実に努めるとともに、子育て等に対する相談体制の強化を図ります。

2-2-2-2 子育て支援のネットワークづくり

【施策内容】

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、子育て支援のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

2-2-2-3 切れ目のない子育て・子育て支援

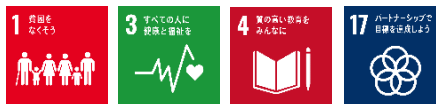
【施策内容】

小児医療費の助成や小・中学校の学校給食費の助成などによる経済的負担軽減のほか、専門家による相談体制の充実、産婦の交流の場（産後ほっとステーション[※]）の提供などの「里都まち♡なかいネウボラ」を推進し、引き続き本町ならではの妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

[※]ファミリー・サポート・センター：「育児の援助ができる方」と「育児の援助を受けたい方」が会員となり、お互いが助け合いながら、地域で子育て支援を行う取組。

[※]産後ほっとステーション：産後の母子が集まり、赤ちゃんの体重測定や母乳育児相談などができ、リラックスできる居場所。

2-3 みんなで支え合う福祉のまちづくり



2-3-1 高齢者保健福祉の充実

【現況と課題】

本町では、令和7年には65歳以上の高齢者が最も多くなる時期にあたり、令和12年には75歳以上の高齢者が最も多くなる時期にあたることが予想されています。高齢化の進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・福祉・生活支援のサービスが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を構築する必要があります。

これまでに、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を開始するなど、地域包括ケアシステムの基盤整備の取組を行ってきましたが、今後はその体制の構築に向けた取組を推進する段階にあります。

また、国においては自立支援、介護予防・重度化防止の推進を図るよう示しており、高齢者が生き生き・はつらつと社会で活躍できる環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら地域支援事業の充実を図るとともに、参加しやすい学習の場や交流の場を充実させていくことが求められています。

グラフ：要支援・要介護認定者数の推移
(更新)

【施策目標】

高齢者の暮らしを地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、健康づくり・介護予防の充実や生きがいづくりを支援することにより高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、認知症についても普及啓発をはじめ、予防から早期発見・早期対応、参加しやすい場づくりを含む総合的な施策を推進します。

2-3-1-1 高齢者にやさしい環境整備

【施策内容】

介護保険の円滑な運営を図るため、「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種施策を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を継続的に推進し、充実を図ります。

また、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症高齢者とその家族を支援する体制整備を進めます。

2－3－1－2 介護予防事業の充実

【施策内容】

介護予防や日常生活支援の充実を図るとともに、健康づくり事業と連携し高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を継続できるよう包括的な支援を行います。

また、地域の「通いの場」の拡大や専門職の関わり等による充実を図り、介護予防活動を促進します。

2－3－1－3 社会参加の促進と生き生きした生活の支援

【施策内容】

高齢者の交流の場として地域のサロン活動※を展開するとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動など社会参加を促し、生活支援サービスの充実との一体的な推進を図ります。

写真：地域サロン活動など
(新規)

※サロン活動：地域住民の交流の場で、住民が自由に集まって行える活動。

2-3-2 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

障がいのある方が自立し地域住民と共生できる地域社会を築いていくために、地域の人々から障がいと障がいのある方に対する正しい理解と認識を深めてもらうことは重要なことです。これまでの取組により「ノーマライゼーション※」の理念は町民に浸透しつつあり、障がいのある方や障害者福祉についての関心や理解も徐々に広がりつつあると考えられます。

こうした中、ノーマライゼーションの考え方に基づく「施設・病院から地域へ」という一つの流れの中で、障がいのある方と地域の関わりは、今後、深くなっていくと考えられます。

障がいのある方が地域で自立した生活を営んでいくために、引き続き障害者総合支援法や児童福祉法に基づく支援サービスを実施するとともに、就労や社会活動への参加の支援が必要です。

【施策目標】

障がいのある方が、障がいのない方と同じように地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、自立支援サービスをはじめとした障害福祉サービスの拡充を図るとともに、就労など社会活動への参加に向けた支援に努めます。

2-3-2-1 障害福祉サービスの充実

【施策内容】

住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、町内の事業所等の誘致等も含め、一人ひとりのニーズに配慮した障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、疾病や障がいの早期発見に努め、療育体制の整備等によるライフステージにあわせた支援を行います。

2-3-2-2 精神障がい者等福祉の充実

【施策内容】

精神障がいのある方の地域での生活を支援するため、町民の理解促進に向けた取組やサービスの整備・拡充と併せ、関係機関との連携強化を図ります。

2-3-2-3 就労・社会参加活動の支援

【施策内容】

障がいのある方の社会参加促進のため、移動手段に対する支援や広域での就労支援センターの活用、障害福祉サービスなどを通じた就労支援、さらにスポーツや文化活動を通じた仲間づくりなどを支援します。

※ノーマライゼーション：「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

2-3-3 地域で支え合う福祉のまちづくり

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進展により、家庭や地域での助け合い・支え合いという住民相互のつながりが希薄化し、子育て家庭や高齢者、障がいのある方に対する支援の必要性は高まっています。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域の支え合いや助け合いによる地域福祉の仕組みづくりが重要であることから、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケアの充実や地域生活支援拠点の整備に向けた関係機関との連携、地域のネットワークの構築、ひとり親家庭等の自立に向けた生活支援など総合的な対策が求められています。

また、バリアフリーの推進などハード面における対策も行っていく必要があります。

【施策目標】

多様化する福祉施策に対するニーズに対し、地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点の整備による子育て家庭や高齢者、障がいのある方への支援やひとり親家庭等の自立に向けた支援など、地域・関係団体・行政が一体となり、協働で取り組む福祉のまちづくりを推進します。

2-3-3-1 地域ぐるみ福祉ネットワークづくり

【施策内容】

支援を必要とする人たちを地域で支えていくために、町民・自治会・各種団体・行政などの相互連携によるネットワークづくりを推進するとともに、地域福祉を支える人や団体の育成・支援を行います。

2-3-3-2 生活福祉の充実

【施策内容】

保健・医療・福祉に関する情報提供と様々な相談への対応を関係者、関係機関との連携強化を図り、個々に応じたきめ細かい支援を行うとともに、声かけなど地域の自主的な見守り活動の促進に努めます。

2-3-3-3 ひとり親家庭への支援

【施策内容】

ひとり親家庭を対象とした民生委員・児童委員※等との連携を密にした相談活動の充実や児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度など、引き続き自立に向けた支援を行います。

※地域包括支援センター：高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、自治体などにより設置されている機関。介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者や家族を支える総合相談窓口としての機能を持つ。

※民生委員・児童委員：厚生労働大臣の委嘱を受けて住民の立場に立った相談・助言・援助を行い、関係機関等と協力して地域保健福祉の推進、児童福祉の向上を目指して活動する人。児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねており、そのため「民生委員・児童委員」と呼ばれている。

2-3-3-4 ユニバーサルデザインの推進

【施策内容】

地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域の声を活かしながら、公共的施設や道路などのユニバーサルデザイン※の推進に努めるとともに、高齢者や障がいのある方などに配慮ができる意識を醸成するため普及啓発を図ります。

概念図：地域包括ケアシステムなど
(新規)

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

3 教育・学習

3-1 生きる力を育む人づくり



3-1-1 学校教育の充実

【現況と課題】

少子高齢化、グローバル化、情報化など教育を取り巻く環境が急激に変化するなか、複雑多様化した社会情勢に対応するため、新しい理念のもとでの教育のあり方や具体的な教育施策が求められています。

さらに、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びを支援するとともに、教育施設の老朽化の対応など教育環境の整備も求められています。

時代を拓き、未来を生き抜く中井っ子の育成のためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体からなる「生きる力」を育む教育を進めなければなりません。

そのためには地域の特性を生かした学習環境の整備・充実に取り組む必要があります。

グラフ：なかいこども園児
(1号認定)数の推移
(更新)

グラフ：児童・生徒数の推移
(更新)

【施策目標】

変化の激しいこれからの社会に必要な「生きる力」を育むとともに、教育的ニーズに応じた環境整備・充実に努め、時代を拓き、未来を生き抜く「中井っ子」を育成します。

3-1-1-1 時代の変化に対応する教育

【施策内容】

こども園、小・中学校と連携した一貫性のある教育を実践し、外国語教育の充実や令和時代の学びを支えるICT※及び先端技術を効果的に活用した分かりやすい授業を進めることで、グローバル化や情報化の急激な進展などの新たな時代に対応するために必要な資質・能力を育むことを目指します。また、学習支援者や介助員の配置、国際教室※における日本語指導、インクルーシブ教育※の推進などにより児童・生徒一人ひとりの円滑な学校生活をサポートするとともに、集団の中でお互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育む環境づくりを目指します。

※ICT：【Information and Communication Technology（情報通信技術）】の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

※国際教室：日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の個別指導等を行うもの。

※インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず「誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶ」ということ。

3－1－1－2 健やかな心身の育成

【施策内容】

給食週間などを通じて食の大切さの理解を深めるための食育や、喫煙・薬物乱用防止などの諸問題への取組により、こども園、小・中学校が連携して健康教育の充実を図ります。

3－1－1－3 教育環境の整備

【施策内容】

児童・生徒の安全確保や教育環境の向上を目指し、教育設備等の計画的な整備・充実や安全でおいしい学校給食の提供など教育環境の質の向上を図ります。

3－1－1－4 きめ細かな就学支援

【施策内容】

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して援助を行うことで、児童・生徒の就学支援を図ります。また、教育支援センターの設置やスクールカウンセラー※の派遣により児童・生徒の個性に応じた指導や相談体制の充実に努めます。

写真：小学生英語授業

※スクールカウンセラー：学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人。

3-1-2 地域とともにある学校づくり

【現況と課題】

こども園、小・中学校が地域住民の信頼に応え、保護者や地域が連携・協働して教育活動を展開するためには、地域と共にある開かれた園・学校づくりを推進する取組が求められており、そのための有効な仕組みであるコミュニティ・スクール※の導入が課題となっています。

本町では、学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの健全育成に取り組んでいますが、引き続き園・学校運営が保護者や地域に開かれ、評価される取組や地域ボランティアの協力により地域に根ざした学習機会の提供など、地域の持つ教育力を活用した園・学校づくりに努める必要があります。

【施策目標】

保護者や地域住民の力を学校運営に生かすとともに、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決することを目指します。

3-1-2-1 開かれた学校の推進

【施策内容】

教育委員会による広報紙の発行やホームページを活用し、教育活動や教育情報を積極的に発信するとともに、学校評価の充実やコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を推進します。

3-1-2-2 地域教育力の活用

【施策内容】

こども園、小・中学校にコーディネーターを配置し、地域ボランティアの活用や協力により学校運営を支援するとともに、自分の育った地域に愛着が持てるように郷土愛を育むため、地域の人材や教育力を活用した体験型環境学習の実践など家庭や地域とともに進める学校づくりを推進します。

3-1-2-3 児童・生徒の安全確保

【施策内容】

定期的な通学路の安全点検、メール配信サービスによる情報発信、地域のボランティアによる児童・生徒の見守り活動など、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を強化し、効果的な児童・生徒の安全確保に努めます。

※コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

3-2 学びあい・教えあいのなかまづくり



3-2-1 生涯学習の推進

【現況と課題】

住民の学習意欲や社会参加意識の高まりを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で充実した人生を送るためには、多様なニーズに応じた学習機会やプログラムが求められており、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

少子高齢化などにより地域コミュニティが希薄になり、地域での生涯学習の場が減少するなかで、地域学校協働活動の推進や町民の自主的な活動が促進されるよう効果的な情報提供、ニーズにマッチした柔軟で多様な支援、生涯学習活動の成果（個々の知識、技術、ネットワーク等）をまちづくりに活かせるシステムの構築が求められています。

【施策目標】

「中井町生涯学習基本計画」に基づき、町民が参加しやすい多様な学習機会の提供に努めるとともに、町民同士が学びあい、教えあう仕組みづくりや自主活動などのための拠点の充実に努めます。

3-2-1-1 生涯学習の場の確保

【施策内容】

地域における読書活動やスポーツ活動などの生涯学習活動を促進するとともに、自主活動の拠点となる生涯学習の場の充実を図ることで主体的な学びを支援し、町民が参加しやすく多様なニーズに応じた学習機会・学習環境の提供に努めます。

3-2-1-2 各種学級・講座の充実

【施策内容】

生涯各期にわたり学習機会の提供が行えるよう、公民館等における各種講座や教室のほか出前講座※の充実を図ります。

また、子どもたちの学力向上や多様な体験機会の充実を図るため、地域の人材の協力を得て土曜学習事業の実施など、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

3-2-1-3 学習支援体制の充実

【施策内容】

地域の人材や資源の発掘・活用に努めるとともに、地域への情報提供や相談体制の充実、活動場所の提供、物品貸出等の活動支援により、引き続き地域における主体的な学習活動を支援します。

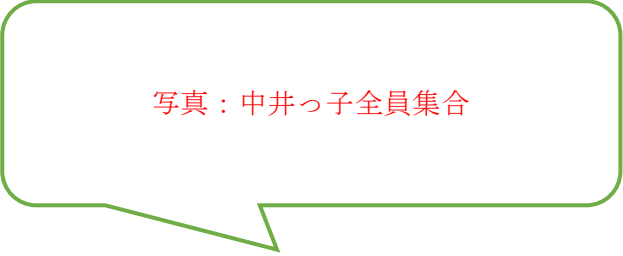
また、学習の成果である個々の能力や地域の連帯力を「地域」や「まちづくり」に活用できる仕組みづくりに取り組みます。

※出前講座：町民の集会等で、町職員が町の取組や暮らしに役立つ情報などを伝える場。

3－2－1－4 世代間交流の促進

【施策内容】

各種イベント・教室において、多世代が参加しやすい企画を提供するとともに、各種団体などの人材を活かした交流の場の提供とその活動を支援することで、世代の異なる地域住民が交流し家庭や子育ての意義を深めていく活動を促進します。



写真：中井っ子全員集合

3-2-2 生涯スポーツの推進

【現況と課題】

少子高齢化により子どもたちのスポーツへの関わりや地域でのスポーツ活動が減少傾向にあるなか、より多くの人々が各種スポーツ活動に関われるような取組や健康づくり・体力づくりのためにスポーツへの関心を高めてもらうことが必要です。

また、町民の多様なニーズに対応するため、魅力あるスポーツイベントや総合型地域スポーツクラブの設立などにより、気軽にスポーツを楽しみ、交流の輪が広がるようなスポーツ振興が求められていることから、「中井町スポーツ推進計画」に基づき各種事業を計画的に推進し、多くの人々が親しむことのできるスポーツ環境の充実を図り、地域の活性化や交流人口・関係人口の増加を促進する必要があります。

【施策目標】

老若男女や障がいの有無に関わらず、誰もが親しめるニュースポーツの普及やスポーツ環境の整備・充実に努めることで、町民のスポーツへの自主的な参加とスポーツを通じた地域コミュニティの形成や健康の保持増進、地域活性化を促進します。

3-2-2-1 生涯スポーツの振興

【施策内容】

スポーツを通じて多くの人々がいつまでも心身ともに健やかな生活を送ることができるようスポーツ推進委員と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを継続して開催します。また、身近な地域におけるスポーツの振興を図るため、地域活動振興員による自治会活動やスポーツ協会の活動の支援を継続します。

3-2-2-2 スポーツを通じた交流

【施策内容】

誰もがスポーツを通じてふれあい、交流を図ることができる機会を創出するとともに、町の特性を生かした特色あるスポーツイベントを開催し、スポーツを通じた仲間づくりを支援するとともに関係人口の増加を図り、地域の活性化を促進します。

3-2-2-3 スポーツ環境の整備・充実

【施策内容】

公園施設や学校施設など地域住民のスポーツ活動の場の適正な維持管理・運営に努めるとともに、広域相互利用の充実を図ります。また、いつでも誰でも気軽にスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を進めます。

3-2-3 青少年の健全育成

【現況と課題】

青少年支援・指導者育成機能を有効に発揮できるようにするため、青少年指導員・県・各機関との連携体制の強化が求められています。

また、青少年自身が積極的に社会的自立を図るために、家庭や地域において、同世代間、異世代間との交流の機会や青少年の多様な体験学習を促進するために必要な環境づくりが必要です。

本町では、各地域の青少年指導員を中心として青少年の交流事業、非行防止対策、青少年リーダーの育成などに取り組んでいますが、少子化に伴い地域組織が縮小する中、活動機会の創意工夫や青少年活動を支援する人材の確保が課題となっています。

【施策目標】

学校・家庭・地域との連携を図りながら、引き続き青少年の社会参加及び体験学習の機会の提供に努めることで、地域ぐるみの青少年の健全育成を促進します。

3-2-3-1 地域ぐるみでの青少年の育成活動

【施策内容】

小学生を対象とした青少年ふれあい交流事業や中学生を対象とした広域交流洋上体験・キャンプ等の活動を通じて、地域の将来を担うリーダーの育成を図るとともに、関係団体の青少年健全育成活動への支援に努めます。

3-2-3-2 青少年の社会参加活動

【施策内容】

中学生ボランティア活動や地元企業の見学などを通じて、社会貢献や社会参加について理解を深める機会を提供し、地域社会の一員としての自覚を養うことで、青少年の社会参加を促進します。

3-2-3-3 青少年の非行防止対策

【施策内容】

青少年育成のつどいや※青少年指導員による夜間パトロールを継続実施するとともに、青少年問題協議会等を通じて関係機関との連携を強化しながら、地域環境浄化や啓発活動の推進を図り、非行防止対策を促進します。

※青少年育成のつどい：地域ぐるみで青少年の健全育成を図るため、心豊かな青少年の育成を考える場として、講演会などを開催するもの。

3-3 文化を育むまちづくり



3-3-1 文化のまちづくり

【現況と課題】

小・中学生に芸術や文化に接する機会の提供を継続することにより、若い世代の感性を磨き創造性を育むとともに、心豊かな青少年の育成に努めています。

町民文化祭や公民館まつりなど継続的に活動成果の発表の場を提供することにより、文化芸術活動の振興を図るとともに、各種教室や講座の開催により、町民個々の文化活動を促進しています。

町内には約100のサークル・団体等があり、各種の文化活動が行われていますが、近年は少子高齢化に伴う会員の減少や活動の縮小化などの課題があります。

【施策目標】

各種団体等の支援や人材育成を含めた環境整備、文化活動の発表の場の提供、広報紙やSNSなどにより多世代に向け情報発信することで、町民全体の文化活動を促進します。

3-3-1-1 地域文化活動の支援

【施策内容】

文化活動団体の情報の発信、活動の場の拡充、参加交流の機会の拡大などの支援に努めるとともに、団体が継続的に活動を持続することができるよう指導者や継承者の育成に努めます。

3-3-1-2 発表・鑑賞機会の拡充

【施策内容】

文化活動のすそ野を広げるため、学校における文化講演会や芸術鑑賞会等を通じて芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化祭や公民館まつりなどにおいて日頃の文化活動の成果を発表する機会を町民との協働により開催します。

3-3-2 文化の継承と保存活用

【現況と課題】

地域資源を生かした文化交流を進め、美しい景観や地域の歴史文化資源を発掘・保存・活用することで、魅力ある町独自の地域形成につなげていく必要があります。

少子高齢化や核家族化により地域コミュニティの形成が希薄になり、世代間の郷土文化の継承が難しくなっており、大きな課題となっています。

そのため地域や文化団体への活動支援などにより、指導者・継承者の育成・確保を図るとともに、学校教育や生涯学習の場など、様々な機会を通じて文化財の価値を再発見し町内に存在する文化資源や郷土文化を継承し、文化活動を振興していくことが求められています。

【施策目標】

地域の歴史・文化資源を再発見・再認識する場や、記録保存した資料の情報提供などを通じて、郷土に対する関心を高め、文化のまちづくりにつなげます。

3-3-2-1 郷土文化の継承

【施策内容】

地域に埋もれた歴史や文化資源の掘り起こしを継続的に行うとともに、活動団体への支援を図ります。また、健康づくりを兼ねた文化財ウォーキング[※]の実施や学校教育との連携による郷土文化に親しめる取組などにより、文化資源の活用や郷土文化の継承を図ります。

3-3-2-2 文化財の保存

【施策内容】

郷土資料館の収蔵物調査・研究・整理に努め、資料館の公開を通じて町の文化財の価値を広めるとともに、収蔵物の新たな公開手段や歴史資源の活用方法についても検討します。

また、町内に存在する古文書など歴史資料の整理・解読や適切な保存を図り、郷土文化の歴史財産として後世へ継承するために引き続き町史編纂[※]を図ります。

※文化財ウォーキング：町指定文化財や遺跡などを見学しながら町内を歩いて回る事業。

※^{へんさん}編纂：様々な材料を集め、書物の内容をまとめること。

4 都市・住宅



4-1 計画的な土地利用

4-1-1 土地の有効利用

【現況と課題】

豊かな自然環境と都市的生活環境が調和した「里都まち」を実現していくためには、本町の豊かな自然環境の保全と新たな交流・産業拠点の形成など土地の有効利用を進めていく必要があります。

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における新たな産業系拠点等の形成に加え、役場周辺の土地利用や地域経済の一翼を担ってきた砂利採取跡地についても緑地や農地などに配慮した跡地の有効利用を検討し、人々が集まりやすい交流や産業を生み出すことで地域の活性化を図っていく必要があります。

【施策目標】

東名高速道秦野中井インターチェンジ周辺の土地利用の促進や役場周辺、砂利採取跡地など町の潜在力を生かした拠点整備の方向性を検討するとともに、自然環境の保全と生活環境の向上との調和ある発展を目指し、土地利用の計画的かつ総合的な調整を行います。

4-1-1-1 自然環境と調和のとれた土地利用の推進

【施策内容】

優良農地や里山の保全・活用、都市住民との交流などを通じて、本町の自然環境の魅力がさらに高まり町の活性化につながるよう、「中井町農業振興地域整備計画」及び「中井町都市計画マスタープラン」を見直し、自然環境との調和のとれた土地利用の方向性を定め、計画的かつ総合的な調整を行います。

4-1-1-2 インターチェンジ周辺の土地利用の推進

【施策内容】

新たな産業拠点など土地の有効利用を進めていくため、東名高速道秦野中井インターチェンジ周辺に近接する地域は、新たな産業系市街地整備及び大規模営農を目的とした農業基盤整備を促進します。

4-1-1-3 役場周辺の土地利用の検討

【施策内容】

役場周辺は公共公益性の高い施設が立地していることから、これらを核とした土地利用について、財源の確保などを含めて多角的に検討します。

4-1-1-4 砂利採取跡地の有効利用

【施策内容】

砂利採取跡地については、将来的な土地利用構想の作成に取り組むとともに、事業者の事業計画や地権者との協議調整を図ります。

4-1-2 都市基盤の整備

【現況と課題】

商業施設を誘致し生活利便性の向上を図るなど、地域の課題解決に向けた取組が進んでいますが、社会経済情勢を見極めながら地域の特性に応じた市街地整備を図る必要があります。

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、新たな産業系市街地整備を促進し、南部地区についても長期的な視点で産業拠点の形成に向けた検討を進めていく必要があります。

また、中井中央公園をはじめ町内の公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域に親しまれる公園づくりを行っていく必要があります。

【施策目標】

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、新たな産業系市街地整備を促進します。

その他の地区についても地域の特性に応じた市街地整備の検討を進めます。

公園施設については、適切な維持管理に努め、地域に親しまれる公園づくりを目指します。

また、中井中央公園については、地域の交流拠点として更なる充実を図ります。

4-1-2-1 市街地整備の推進

【施策内容】

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、関係機関と連携を図りながら新たな産業系市街地整備を促進します。

その他の地区についても、社会経済情勢を見極めながら、地域の特性に応じた市街地整備の検討を進めます。

4-1-2-2 中井中央公園の充実

【施策内容】

幅広い世代で生涯にわたり気軽にスポーツを楽しむための環境づくり、新たに整備した「なかい里都まちC A F E※」を活用するなど人が集い憩う環境づくりに努めることで、地域の交流拠点としての充実を図ります。

また、公園施設については、民間活力を活用して管理業務の充実に努めるとともに、誰もが安全で安心して公園を利用できるよう、老朽化等に対する計画的な修繕・更新を行います。

4-1-2-3 地域に親しまれる公園づくり

【施策内容】

自治会等の地域団体と連携し公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域の住民が健康づくりやレクリエーションの場として日常的に利用する親しまれる公園づくりを進めます。

※なかい里都まちC A F E：多世代が交流し、町内外からの来訪者を迎え入れ、町の情報発信と地域活動の拠点として、中井中央公園に整備したカフェ。

4-1-3 道路交通網の整備

【現況と課題】

本町を取り巻く道路交通網は、東名高速道路等と国道が配置され首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支えています。これらに加えて近隣市町を結ぶ県道が町の東西・南北に通じ、幹線町道と大規模農道・生活道路等が細かく配置され地域間を結んでいます。現在、国県道等の幹線道路から生活道路までの役割位置づけに応じた道路整備を進めており、県道 77 号（平塚松田）比奈窪バイパスが開通され、さらに井ノ口交差点周辺の歩道整備に向けて県と協調して取組を進めています。「厚木秦野道路」、「秦野中井インター・平塚アクセス道路」については、企業誘致など多岐にわたる分野で大きな効果が期待できることから、近隣市町村と協調して国県に対し早期整備を要望しています。

また、今後老朽化する道路施設において、道路交通網の安全性を長期に確保するために、定期点検と計画的な補修を実施し、維持管理費の縮減にも取り組む必要があります。

【施策目標】

近隣市町村と連携し広域的な道路網の整備を進めるとともに、新たな幹線道路となる国県道の早期整備を関係機関に対し要望し、安全性・利便性に配慮した生活道路の整備や道路施設の現況把握による計画的な補修・更新など適切な維持管理を行います。

4-1-3-1 幹線道路の整備促進

【施策内容】

厚木秦野道路の早期整備や県道整備の事業化に向けた要望活動の継続、経済・観光・物流・災害発生時の緊急輸送路の複数路確保に配慮した国・県道との効果的な接続や自治体間の連携に配慮した道路整備を図ります。

4-1-3-2 生活道路の整備

【施策内容】

地域生活の安全性・利便性を確保するため、生活道路の整備を進めます。

4-1-3-3 道路の適切な管理

【施策内容】

道路施設の定期点検により状況を把握し、安全性を長期に確保する適切な維持管理による安全な通行の形成、地域との協働による清掃活動等の継続による環境や道路景観の維持に努めます。また、道路等に関わる長期保存が必要な各種資料を電子化し、適切な管理に努めます。

4-2 定住を支えるまちづくり



4-2-1 総合的な定住促進

【現況と課題】

本町の人口は平成7年をピークとして少子高齢化による自然減に加え、転出者数が転入者数を上回る社会減により減少に転じ、この減少傾向は今後も加速していくことが懸念されます。

将来にわたり活力あるまちを維持していくためには人口減少を前提としつつも、この流れを少しでも緩やかなものとし一定規模の人口を維持していくことが必要です。

そのため、子育て世代から高齢者、外国人住民など多様なニーズを踏まえた生活環境の整備など総合的な定住促進のための取組が求められているとともに、今後増加していく可能性がある空き家・空き地の活用が課題となっています。

【施策目標】

多様なニーズを踏まえた住宅・住環境の整備促進や空き家・空き地の有効活用とともに定住促進に向けた支援を引き続き実施します。

4-2-1-1 住宅・住環境整備等による定住促進

【施策内容】

既存市街地の有効な土地利用や民間による宅地開発を促進することにより、計画的な住環境整備を図ります。

また、若年層の町内での三世帯同居・隣居・近居の支援とともに、移住・交流ブースの出展、移住ツアー※の実施などの関係人口の増加を踏まえたライフスタイルの提案・発信などにより定住促進を推進します。

4-2-1-2 空き家・空き地対策の充実

【施策内容】

空き家バンク※を活用し、定住のための資源である空き家・空き地の所有者と利用希望者のマッチングなどを行い、有効活用を図ります。

※移住ツアー：移住を検討している方が本町に来て、観光や体験をしながら、町の魅力を体感する取組。

※空き家バンク：空き家所有者が登録した空き家の情報を町ホームページ等で公開し、空き家所有者と利用希望者との橋渡しする制度。

4-2-2 生活交通等の充実

【現況と課題】

本町には鉄道駅が無く、主な公共交通体系は、路線バス及びオンデマンドバス※で構成されていますが、路線バスについては、利便性やマイカー依存などによる利用者の減少に伴い、今後も廃止・減便が懸念される状況にあります。

住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めるうえで、誰もが利用しやすい生活交通の充実は重要ですが、今後、高齢化が進み、自ら車を運転することが困難となる方が増えることが予想される中で、路線バスの利用を促進し路線を維持していくことが求められます。

町民の日常生活を支える公共交通を確保するため、路線バスの運行体制の維持や交通弱者等への対策と同時に、オンデマンドバスの検証も含め新たな交通手段を調査・研究し、多様な交通手段が連携した新たな交通体系の構築を図っていく必要があります。

【施策目標】

路線バスの運行体制を維持していくとともに、オンデマンドバスの利用検証を踏まえ、より便利で使いやすい新たな交通手段を調査・研究し、誰もが安心して暮らせる公共交通環境の整備を目指します。

4-2-2-1 バス交通の充実

【施策内容】

町民の移動手段を確保するため、バス路線の維持を図るとともに、バス利用者拡大のため、引き続き路線の見直しや利便性向上をバス事業者に働きかけます。

4-2-2-2 生活交通サービスの拡充

【施策内容】

路線バスを補完する移動手段であるオンデマンドバスや移動困難な高齢者や障がいのある方の移動手段である福祉有償運送※サービスの利便性向上を図ることなどにより生活交通サービスの拡充を促進します。

また、単独の市町では解決が難しい広域的な公共交通の課題等について隣接市町との連携・協力により取り組むとともに、ニーズに応じた新たな生活交通サービスの可能性について検討します。

4-2-2-3 自転車を活用したライフスタイルの促進

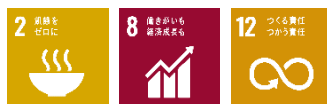
【施策内容】

環境にやさしい移動手段である自転車の利用を促進するため、広域的な事業連携などにより自転車を活用したライフスタイルの普及を図ります。

※オンデマンドバス：利用者が事前に乗りたい場所や時間を予約して、乗り合いによってそれぞれの目的地まで移動する公共交通システム。

※福祉有償運送：障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行うドア・ツー・ドアの有償移送サービス。

5 産業・観光



5-1 活力を生み出す産業の創造

5-1-1 持続可能な農業の育成

【現況と課題】

近年、自然環境の保全・水源の涵養・良好な里山景観の形成・文化の伝承など、食料供給以外にも農業・農村の多面的機能が着目されています。

本町の農業は多品種生産を特徴とし、農家数、農業生産額とも周辺自治体と比較すると優れた面を有しています。

一方で担い手不足や高齢化による農業生産の低下とともに、荒廃農地や有害鳥獣の増加による営農環境の悪化などが課題となっています。

【施策目標】

農地の保全と有効活用や新規就農者など多様な人材の育成・支援に努めるとともに、観光・交流資源として安全で安心な農産物の生産など魅力ある農業を振興します。

5-1-1-1 農地の保全、有効利用

【施策内容】

認定農業者[※]や家族経営体など中核を担う意欲ある担い手を育成・確保するため、規模拡大や生産性の向上、鳥獣被害対策などへの支援を行います。また、農業振興地域整備計画を見直し、利用すべき農地については、新規就農者や地域の中心となる経営体に農地を集める利用集積の推進を図るとともに、不作付地[※]や荒廃農地の再活用を促進します。

5-1-1-2 特色ある農業振興

【施策内容】

新規就農者の受け入れや農業後継者の育成を図るとともに、農地と経営者の特性を生かしながら安定した収益のある農業を促進します。また、有機栽培などによる環境にやさしい農業を支援し、安全で安心な農産物の消費者への提供を目指します。

5-1-1-3 体験・交流型農業と地産地消の推進

【施策内容】

消費地に近い本町の立地特性を生かし、JA等の関連団体と連携しながら産地表示や産地知名度向上を図るとともに、農業収穫体験事業やふれあい農園[※]事業などにより、年間を通じて農業体験の機会を提供することにより都市住民との交流を推進します。また、「里やま直売所[※]」など直売活動の活性化や学校給食への安全安心な地場食材の利用など地産地消[※]を推進します。

[※]認定農業者：市町村が策定する、効率的かつ安定的な農業経営の目標等を定めた基本構想に基づき、農業者が作成した農業経営改善計画について認定を受けた者。「農業経営基盤強化促進法」に規定された制度で、認定農業者は重点的な支援措置が受けられる。

[※]不作付地：過去一年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地。

[※]ふれあい農園：町内の農地を一般の方に貸し出し、野菜や花を育てる取組。

[※]里やま直売所：中井町で採れた新鮮な農産物等を販売する直売所。

[※]地産地消：地域で・栽培・生産される農作物などをその地域で消費すること。

5-1-2 地域の活力となる産業の創造

【現況と課題】

本町の工業は「グリーンテクなかい」を中心に先端技術や物流関係の企業が数多く立地しており、町内で働く在勤者によって昼間人口は夜間人口を大きく上回っています。このような特徴を維持しながら企業の継続的な立地に努めるとともに、新たな産業施設の誘致についても対応が求められています。また、地元中小企業の活性化についても対策が求められています。

商業は、井ノ口地区での商業施設の誘致などにより利便性の向上が図られたものの、商店街ではにぎわいが低下し、身近で食料品や日用品を購入できる店舗は減少傾向にあるため、近隣市町を含む大型店舗に依存している状況にあり、町内への出店や起業など商業の活性化や買い物環境の向上が求められています。

【施策目標】

商工会等と連携し消費者ニーズに応える地域密着型商業と地元中小企業の振興とともに、新たな産業施設の誘致による地域経済の活性化を目指します。

5-1-2-1 商店会の活性化支援

【施策内容】

商工振興会と連携し、共同サービスやにぎわいの場づくり、事業承継など後継者や新たな担い手づくりへの支援を通じて町内の個店や商店会の活性化を促進します。

5-1-2-2 地元産業の育成

【施策内容】

商工振興会などと協力して地域ブランド品の開発や販路の拡大のための取組を進めるとともに、事業者との連携により地域通貨[※]の利用拡大に努めるなど地元産業の活性化を図ります。

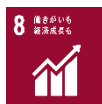
5-1-2-3 新たな産業施設の誘致

【施策内容】

計画的な土地利用とあわせて産業施設の立地を誘導し、町内での新たな雇用機会の創出や生活環境の向上を図ります。

[※]地域通貨：その地域においてのみ使用できる通貨のこと。本町では、町内における社会貢献活動を支援するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的に、地域通貨「きら」を発行している。

5-2 交流を創りだすまちづくり



5-2-1 魅力づくりと観光の推進

【現況と課題】

国の定めた「観光立国推進基本計画」では、「観光の裾野の拡大」と「観光の質の向上」が掲げられており、本町においても都心からのアクセスの良さなど地域特性を生かした観光振興が求められています。

中井中央公園に整備した「里都まち交流拠点※」をはじめ、「里都まち♡なかいブランド」の創出、新たなスポーツイベントなどの取組により交流人口は年間20万人を超えるまでに拡大しています。

引き続き豊かな自然環境やスポーツ環境を観光資源として磨き上げ、交流人口※・関係人口の拡大に結び付け、まちの活性化を図っていく必要があります。

【施策目標】

地域資源を磨き上げ、地域情報を効果的に発信し、中井町らしい観光施策の展開をすることで交流人口・関係人口の増加を目指します。

5-2-1-1 観光・交流事業の推進

【施策内容】

中井中央公園やその周辺の交流拠点、厳島湿生公園など豊かな自然環境や景観、文化・歴史資産、スポーツ環境などの地域資源を活用した自然や四季を感じられる体験やイベントの実施及び地域住民による取組への支援などにより、様々な観光・交流事業を推進し交流人口・関係人口の拡大を図ります。

また、本町と秦野市にまたがる震生湖については、秦野市と連携し、新たな観光資源としての活用の検討を進めます。

5-2-1-2 食と特産品づくり

【施策内容】

町内の飲食店・農家・事業者などと連携し、専門家の協力を得ながら地場の農産物などを使った「里都まち♡なかいブランド※」の開発支援や、認知度向上、販路の拡大に向けた取組を継続します。

※里都まち交流拠点：交流と憩いの場として町内外や世代を問わず多くの方が交流できる場所として、中井中央公園内に整備した施設。なかい里都まちC A F Eや里都まちキッチンなどを総称したもの。

※交流人口：その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる（交流する）人のことです。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念。

※里都まち♡なかいブランド：中井町の資源等をいかして製造された加工品、飲食メニュー、工芸品のうち、優れたものとして町が認証したブランド品。

5－2－1－3 農業を生かした交流促進

【施策内容】

「里やま直売所」やマルシェの展開とともに、農業収穫体験や、「里都まち交流拠点」に整備した「里都まちキッチン※」を活用した食の体験などを通じて、消費者と生産者がつながり交流する農業を支援します。

写真：里都まち♥なかいブランド（商品の一例）

※里都まちキッチン：直径約２メートルの巨大なピザ釜と、昔懐かしいかまどで料理ができる体験型の施設。

5-2-2 多様な交流環境の整備

【現況と課題】

地域の活性化や協働のまちづくりを進めていくうえで、町内外から多くの人の流れを生み出して滞留を促進するために、多様な交流環境の整備を進めていくことが求められています。

交流環境の整備を図るうえで、行政主導による新たな施設整備のみに頼ることは、将来的な財政負担などの課題もあることから、既存の公共施設や所有者の協力を得ながら民間の空き家・空き地なども活用し、誰もが気軽に交流できる場としての小さな拠点づくりを進めていく必要があります。

「里都まち交流拠点」における町民の自主活動などによる交流機会の創出をはじめ、町内立地企業との連携を進め、企業イベントでの地元野菜のPR・販売や企業による交流拠点の活用も進んでいます。

人々が交流することで生まれる自主的な活動や取組など経験共有のための環境づくりを促進していくことが重要です。

【施策目標】

小さな拠点の形成や人が集まることにより生まれる多様な交流を促進するため、ハード・ソフトの両面から環境整備に努め、地域の活性化を目指します。

5-2-2-1 まちの小さな拠点の形成

【施策内容】

公共施設に加え、住宅・店舗・空き家などを活用した誰もが気軽に利用できる小さな拠点※の形成を促進します。

5-2-2-2 交流の場づくりの促進

【施策内容】

地域住民や企業との連携・協働により地域の活力を生み出す交流の場づくりを引き続き促進します。

「里都まち交流拠点」における、まちのブランド特産品・地元野菜の販売・PR、各種イベントなどを通じた交流機会の創出などを中心に長時間滞在して様々な楽しみ方ができる拠点づくりを促進します。

※小さな拠点：集落地域の再生を目指すために政府が提唱した集落のあるべき姿。小学校区などの複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

5-3 新たな雇用を創りだすまちづくり

5-3-1 雇用創出と就労支援

【現況と課題】

町内雇用の維持・安定のために、中小企業等に対し金融融資等に関する支援を行うとともに、立地企業の町外流失防止や失業の未然防止など、中小企業の振興に向けた取組が求められています。

本町では、特に 20 歳代及び 30 歳代で転出が多いことから、地元企業との連携による多様な雇用環境づくりが必要です。

また、地域資源を生かした特産品の開発などにより、起業・創業も含めた新たな働く場の創出を促進するための取組が重要となっています。

そのような中、中井中央公園の「里都まち交流拠点」では、「なかい里都まち C A F E」の運営など働く場の創出や、まちのブランド特産品・地元野菜の販売・P R、各種イベントに取り組んでいます。

【施策目標】

中小企業の振興や地元企業との連携による雇用環境の整備の促進に努めるとともに、町の特徴を生かした安定した働く場の創出を図ります。

5-3-1-1 地域での働く場の創出

【施策内容】

地元企業・金融機関等と連携した起業、創業、在宅ワーク、人材マッチング等に対する支援に努め、若者世代の転出抑制を図りつつ転入を促進し、若い世代の人口確保を目指すとともに、町の地域資源を生かした特産品づくり、計画的な土地利用に合わせた企業誘致等を通じて、新たな働く場の創出を図ります。

5-3-1-2 U・I・J ターンに対する支援

【施策内容】

若者世代を対象とした住宅支援施策による U ターンのきっかけづくりや町内の求人企業、町外在住の I・J ターン就職希望者に、求人・求職情報を提供するなど、U・I・J ターン※就職の実現に向け、関係機関や近隣市町と連携し、企業説明会などの実施により就労機会の確保に努めます。

5-3-1-3 コミュニティビジネス※への支援

【施策内容】

地域の人材やノウハウ、施設・資金などの地域資源を活用することにより、地域の課題の解決につながる町民が主体となった新たな仕事づくりへの取組を支援します。

※U・I・J ターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、U ターンは出身地への移住、J ターンは出身地の近くの地方都市への移住、I ターンは出身地以外の地方への移住を指す。

※コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業。

6 防災・防犯



6-1 災害に強いまちづくり

6-1-1 災害の未然防止と減災

【現況と課題】

近年、台風や豪雨による風水害や土砂災害が全国的に多発しているほか、東海・県西部地震、富士山噴火の発生の切迫性が指摘されており、本町でもこれらの災害により被害を受けることが予測されています。

災害発生時に町民の生命や財産を守るため、町民を対象とした災害種別ごとの防災訓練の実施などにより、防災や自助・共助の意識向上を図るとともに、住宅の耐震化や通学路等における危険ブロック塀等への対策を促進しています。

また、調整池の適切な管理、排水施設の整備などによる防災・減災対策を進めるとともに、治山・治水工事については、引き続き県と協働で取り組んでいく必要があります。

【施策目標】

災害種別ごとの防災訓練の実施やハザードマップ※の配布などにより町民一人ひとりの防災意識の向上に努めるとともに、治山・治水対策事業等による災害未然防止や地震・大雨災害に備えた取組を進めることで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6-1-1-1 大規模災害への減災対策の促進

【施策内容】

防災訓練の実施やハザードマップの配布などにより町民一人ひとりの防災意識の向上に努めるとともに、住宅の耐震化や危険ブロック塀等への対策を促進するなど、災害の未然防止対策・減災対策に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

6-1-1-2 災害に備えた施設の維持管理・整備等の促進

【施策内容】

災害に備えた既存施設の適正な維持管理、災害発生後の早急な復旧に資する地籍調査事業の推進に努めるとともに、河川改修工事、急傾斜地崩壊防止工事等については、引き続き関係機関と協力して取り組みます。

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を示した地図。

6-1-2 防災体制の充実

【現況と課題】

大規模災害の発生に備え、町では他自治体や民間企業、各種団体などと災害時の応援協定を締結していますが、東海・県西部地震をはじめ、風水害や土砂災害などの発生が危惧されているなか、災害時における対策や防災体制の強化が求められています。

災害発生時の情報受発信機能の多様化、災害時要援護者の避難支援対策など、総合的な防災対策が必要となります。

地域での助け合いなど町民一人ひとりの果たす役割は大きく、自主防災組織の活動支援や防災リーダーの育成、防災訓練などを通じた自主的な防災体制の強化を進めていく必要があります。

また、消防救急体制については小田原市への消防事務委託により常備消防の充実・強化を図るとともに、消防団が火災、風水害、地震などの災害に備えており、地域の防災の核として重要な役割を果たしていますが、年々消防団員の確保が難しくなっています。

【施策目標】

災害時に的確な対応が取れるよう情報受伝達機能の強化や、地域における自主的な防災活動への支援、必要な防災資機材の整備に努め、町民と行政が迅速で的確な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図ります。

6-1-2-1 自主防災組織活動の支援

【施策内容】

災害時の自助・共助を促進するため、総合防災訓練や出前講座を実施し、対応力を備えた自主防災組織の充実を図るとともに、防災リーダーの育成に努めます。

6-1-2-2 災害時の避難支援体制の整備

【施策内容】

町民・行政が連携し、災害発生時の情報発信や避難場所・避難方法の的確な指示、避難行動要支援者^{*}の安否確認や避難支援等を迅速・適正に行うための体制の整備を推進します。

6-1-2-3 消防・救急体制の充実

【施策内容】

消防広域化による消防・救急業務の更なる充実に努めるとともに、地域の消防・防災活動に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、より実効的な組織となるよう団員枠の拡大などにより消防団員の確保と装備・資機材の充実を図ります。

^{*}避難行動要支援者：高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

6-2 安全・安心なまちづくり



6-2-1 防犯・交通安全

【現況と課題】

町内における近年の犯罪発生件数は年間 50 件前後で推移しており、依然として窃盗・振り込め詐欺等の犯罪が発生している状況です。誰もが安心して暮らせる町の実現のためには、地域と行政が協働し活動を周囲に発信していくことが重要です。

警察などの防犯関係団体との連携や町民への迅速かつ的確な情報提供、防犯ボランティア活動の充実なども必要です。

また、交通事故の抑止のため、これまで実施してきた幼児や児童を対象とした交通安全教室に加え、高齢者を対象とした交通安全対策や交通マナー向上についての普及啓発活動が求められています。

【施策目標】

子どもから高齢者までが地域で安心して暮らせる安全なまちづくりの実現に向けて、町民と行政の協働により防犯対策・交通安全の普及啓発活動に努めます。

6-2-1-1 地域防犯体制の整備

【施策内容】

自主防犯団体への活動支援により地域における防犯意識の向上に努めます。

また、防犯関係機関や他自治体との連携、情報共有により町民への防犯情報の周知に努めるとともに、防犯カメラなど防犯設備の運用により地域防犯体制を構築します。

6-2-1-2 交通安全意識の向上

【施策内容】

子どもや高齢者を対象とした交通安全教育の充実や町交通指導隊員等による街頭指導、交通安全啓発キャンペーンなどにより交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。

6－2－2 消費者の保護

【現況と課題】

情報通信技術の進展・普及により、いわゆるワンクリック詐欺[※]や架空請求、また、インターネット接続回線の契約など、インターネット関連の苦情・トラブルが急増しています。国においては、消費者庁の設置や消費者基本法に基づく消費者保護のための取組が進められています。本町では、被害に遭いやすい高齢者や若年層向けに被害防止リーフレットを作成・配布するとともに、消費生活センターなどの関係機関と連携して相談業務にあたるなど被害防止の啓発や消費者トラブルへの対応に関する支援を進めています。

今後も、多様化・高度化・複雑化する商取引に伴う消費者トラブルに対応していく必要があります。

【施策目標】

消費生活を取り巻く知識の普及と諸問題の解決に努めるとともに、相談業務の充実、強化を目指します。

6－2－2－1 情報提供と意識啓発

【施策内容】

消費者トラブルの具体的な事例や予防策についての情報提供を図るとともに、消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、意識啓発や知識の普及に努めます。

6－2－2－2 相談業務の充実強化

【施策内容】

消費者トラブル解決のため、消費生活センターや他市町村など関係機関と連携し、町民が気軽に悩みを相談することができるよう、引き続き相談窓口の充実に努めます。

[※]ワンクリック詐欺：インターネットや電子メールに記載されたアドレスをクリックしただけで、一方的にサービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるという詐欺。

7 自治・連携



7-1 自治を育むまちづくり

7-1-1 参加と協働の推進

【現況と課題】

多様なニーズや社会の変化に対応した持続可能な地域社会を創りだしていくためには、引き続き町民・事業者・行政の協働によるまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

町民との協働に向けて、団体等の支援などに努めていますが、制度の見直しを含め、協働による取組をより活発化させていくために町民自らが主体的にまちづくりに取り組むための仕組みや参加機会の充実、地域の人材の確保・育成などが求められています。

参加と協働を通じて町民一人ひとりが主役となり、活力あふれるまちづくりを進め、暮らしやすく豊かな地域社会の実現を目指していくことが重要です。

【施策目標】

協働のまちづくりを進めるための参加機会の充実や人材の発掘・育成を図るとともに、町民の提案力や行動力を生かせる協働の取組を進めます。

7-1-1-1 自治基本条例の理念実現

【施策内容】

自治基本条例の基本理念や基本原則に基づき、暮らしやすく豊かな地域社会を実現するため、町民・事業者・行政それぞれがまちづくりの主体となって、協働のまちづくりに向けた取組を促進します。

7-1-1-2 活動組織の育成・支援

【施策内容】

町民の主体的なまちづくり活動を促進するため、地域の人材の発掘・育成・組織化を支援・促進するとともに、「まちづくり活動支援補助制度※」などを活用し地域活動組織やボランティアの活動を支援することで地域団体の育成を図り、協働型事業をさらに広げ積極的な展開を図ります。

7-1-1-3 活動情報等の充実による協働活動の推進

【施策内容】

町民への団体活動等の情報提供の充実を図るとともに、「まちづくりパートナー制度」などの協働活動を推進する制度の利用については、周知方法や利用しやすい運用への見直しを含めた積極的な活用などにより、能力・意欲のある人材の地域活動への参加を促進することで、町民と団体等を結びつけるコーディネート機能の活性化を図ります。

※まちづくり活動支援補助制度：地域で活動する様々な団体を対象とし、地域の活性化やまちづくり活動への取組に対して、資金面での支援を行う制度。

7-1-2 地域コミュニティの活性化

【現況と課題】

少子高齢化や生活様式の多様化などにより地域における連帯感が希薄になるとともに、外国人の転入が増加傾向にあるなかで、地域コミュニティの維持、再生が求められており、互いに支え合い、協力し合う、人と人との関係が重要になっています。

本町における地域コミュニティの根幹をなす自治会活動は、地域ごとに主体的な活動が行われてきたものの、自治会未加入世帯の増加や役員のなり手不足など課題を抱えている自治会も少なくありません。

自治会組織の活性化や活動への支援に加え、その他の地域コミュニティ団体への組織形成や活動に対する支援が求められています。

【施策目標】

自治会への支援や地域コミュニティ団体の組織形成・活動支援などにより、地域における共助や協働を促進します。

7-1-2-1 コミュニティ事業や活動の支援

【施策内容】

自治会への加入促進や業務の軽減に向けて、行政から自治会への行政依頼事務の見直しを図るとともに、外国人を含めた住みよいまちづくりに向けて、自治会の状況を把握するためのヒアリングを行うなど効果的な自治会への支援に取り組みます。

7-1-2-2 地域活動団体等の活性化支援

【施策内容】

スポーツや趣味などを通じた活動団体を含めた様々な地域活動団体に関する相談や情報提供体制の充実、町民と地域活動団体の活動をコーディネートすることにより、地域活動団体の組織の活性化を図るとともに主体的なコミュニティ活動を支援します。

7-1-2-3 コミュニティ活動拠点の活用

【施策内容】

地域コミュニティの形成や活動を促進するため、身近で気軽に利用できる公共施設や空き家などの公共施設以外の建築物の活用に努めます。

7-1-3 人権を尊重するまちづくり

【現況と課題】

私たちの周囲には顕在化しないところで多種多様な差別や偏見に心を悩ませている人がいます。相手の気持ちを考え、思いやる気持ちや人権に対する認識の欠如などを背景とする女性への暴力、子どもに対する虐待・いじめ、高齢者・障がい者に対する偏見や差別などの人権問題が依然として存在しています。

さらに、インターネットやSNS等を悪用した名誉毀損、プライバシーの侵害など社会情勢の変化に伴い、新たな問題が年々増加しています。人権に関わる多くの問題を解決していくためには、町民一人ひとりが人権の意義や重要性について正しい知識を身に付け、他者への思いやりの心を育むことが重要です。

また、男女共同参画[※]についても、誰もが性別にかかわらず、社会のあらゆる場面で個性や能力を十分に発揮し活躍できる社会を目指すために、「中井町男女共同参画プラン改訂版」に基づく取組を推進していくことが求められています。

さらに、多文化共生[※]についても、地域において外国人への理解を深めるとともに、外国人が地域で暮らすなかで、どのようなことを望んでいるかを把握することが必要です。

【施策目標】

性別や年齢、障がいや疾病の有無、出身や国籍、宗教や宗派などによって差別されることなく、町民一人ひとりが互いに尊重し合い、誰もが生き生きと暮らせる地域社会の実現に引き続き努めていきます。

7-1-3-1 人権の尊重

【施策内容】

町民一人ひとりの基本的人権の尊重の意識が育まれた明るい住みよいまちづくりを目指し、人権についての正しい理解と意識を深めるために講演会の開催など、人権教育・啓発を推進するとともに、人権全般の相談に対応できるよう人権擁護委員などの関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

7-1-3-2 男女が共に築く地域づくりの支援

【施策内容】

性別による固定的な役割分担や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい社会実現に向けて講演会や講座などの開催、広報紙や啓発冊子の発行等、様々な機会を通じて男女共同参画の意識向上を図るとともに、審議会等への女性委員登用率の向上など「中井町男女共同参画プラン改訂版」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進します。

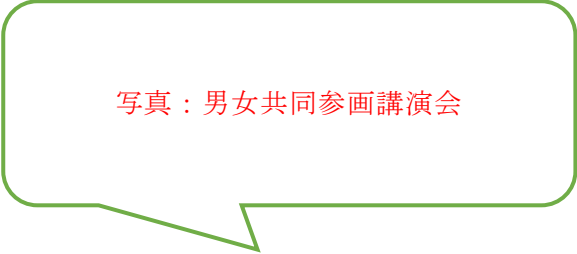
[※]男女共同参画：男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人一人が持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会。

[※]多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きること。

7-1-3-3 多文化共生の推進

【施策内容】

国籍に関わらず暮らしやすい環境をつくるため、外国人が地域で生活するなかで必要な情報を多言語及びやさしい日本語で提供するなど、引き続き外国人が住みよい地域の構築に取り組めます。



写真：男女共同参画講演会

7-2 行財政運営の充実



7-2-1 行政を担う人材・組織の改革

【現況と課題】

行政組織については、事務事業の効率的な推進が図れる組織であるとともに、町民からみて分かりやすく、利用しやすい組織を目指し随時見直しを行っています。今後も社会情勢の変化や地方分権の進展による事務内容の見直しなどを踏まえ、行政組織の効果的見直しが求められます。

また、人材育成基本方針では、目指す職員像を「町民とともに考え、行動し、成果を喜び合える職員」としています。政策の実現には、優れた組織と人材があって実行に移されるとの考え方から、引き続き職員の能力、資質の向上に努めます。

【施策目標】

効率的で質の高い行政経営に取り組むとともに、行政サービスの担い手である職員の能力、資質の向上、新しい価値を生み出す知的創造型の行政経営を目指します。

7-2-1-1 行政改革の推進

【施策内容】

行財政運営の効率化や透明性の確保といった視点から導入した事業評価制度の検証も含め、引き続き行政改革の推進に取り組みます。

7-2-1-2 組織体制の見直し

【施策内容】

社会情勢や地方分権による事務内容の変化に合わせ、より柔軟で機動的な組織づくりに向けた見直しを継続的に行い、効率的・効果的な事務事業の推進に努めます。

7-2-1-3 職員の能力開発と資質の向上

【施策内容】

時代の変化に即した行政運営の遂行のため、業務の質の向上に資する能力・知識・経験を習得するための取組を進めます。

また、職員一人ひとりがやりがいを感じながら生き生きと働くことができるように、時間外勤務の低減や多様な働き方ができる環境づくりに取り組みます。

7-2-2 質の高い行政サービスの提供

【現況と課題】

多様化・高度化する行政サービスへのニーズに対して、行財政運営の効率化・最適化を図りつつ、町民満足度の向上を図っていく必要があります。利便性の高い行政サービスを提供するために、ICTの活用、事務手続きの効率化などが求められるとともに、マイナンバーカードの普及が進むことが予想されることから、マイナポータル※などを活用した町民サービス向上の仕組みづくりを検討していく必要があります。

また、適正な個人情報の取扱いや情報公開制度の運用、行政などに対する各種相談体制の充実、行政運営の透明性の確保などにより、町民から行政に対する安心感・信頼感を得ていくことが求められています。

【施策目標】

多様な町民ニーズに対し、利便性・効率性に配慮した行政サービスの提供に努めるとともに、信頼性の高い開かれた行政を目指します。

7-2-2-1 事務事業の見直し

【施策内容】

行財政運営の効率化、透明性の確保を図るために導入した外部評価も含めた事業評価に引き続き取り組み、事業の見直し、最適化を図ります。

7-2-2-2 町民サービスの向上

【施策内容】

利便性の高い行政サービスを提供するために、ICTの活用、事務手続きの効率化、マイナンバーカードを活用した町民サービス向上の仕組みづくりを検討するとともに、適正な個人情報の取扱いや情報公開制度の運用、行政運営の透明性の確保に努めます。

7-2-2-3 相談活動の充実

【施策内容】

各種相談体制の充実を図り町政運営に生かすとともに、関係機関とも連携し相談内容に応じた適切な対応を図ります。

※マイナポータル：子育てや介護をはじめとする行政手続きがスムーズにできる、政府が運営するオンラインサービス。

7-2-3 効果的・効率的な財政運営

【現況と課題】

我が国が直面する超高齢化社会という大きな課題に対し、急激な人口構成の変化による、様々な影響が懸念されるなか、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生していくことが求められています。

本町においても税制改正や人口減少に伴う納税義務者の減などの影響による税収の減少や、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大が課題となる中で、財源の安定的な確保や効率的な行政運営、合理的な財政運営がより一層求められています。

特に水道事業や下水道事業については、経営戦略に基づき安定的に運営していくための料金や使用料の適正化、施設の老朽化対策などを進めていく必要があります。

限られた財源を効果的に活用していくため、効率的かつ合理的な行政財政運営を推進していくことが重要となります。

【施策目標】

財源の安定確保を図るとともに、効率的な行政運営・合理的な財政運営に向けた取組を推進します。

7-2-3-1 財源の安定的確保

【施策内容】

町政を安定的に運営し、着実に政策を推進するため、企業誘致やふるさと納税[※]の奨励、町有財産の有効活用とあわせ、町税などの収納対策に引き続き努めるとともに、すべての公共料金等について定期的な検証による受益者負担の適正化を図ることで、財源の安定的な確保に努めます。

7-2-3-2 効率的な行政運営

【施策内容】

民間活力による行政サービスの民営化や業務委託を引き続き進めるとともに、ICTや先端技術の活用による業務の効率化を検討します。

また、公共施設長寿命化計画等に基づき、今後も保有していく公共施設について、修繕・更新コストの平準化等により、適正かつ計画的な対応を図るなど、行政改革の取組を推進します。

7-2-3-3 合理的な財政運営

【施策内容】

将来世代における公債費[※]負担の平準化や、必要性・効果・緊急度などを踏まえた、歳出の重点化・合理化を図るとともに、財政健全化や透明性確保のため、新地方公会計制度[※]に基づく財務諸表等の活用を進めることで、持続可能な財政運営に努めます。

※ふるさと納税：任意の自治体に寄付（税控除対象）をすることができる制度。

※公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

※新地方公会計制度：地方公共団体の財政状況の一層の透明化を図るため、企業会計的手法を取り入れた財務諸表の整備をすることで、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化を目指した制度。

7-3 広域連携・地域情報化の充実



7-3-1 広域行政と地域間連携

【現況と課題】

近隣市町との連携による広域的な取組は、医療・消防・スポーツ・観光など様々な分野において進められており、広域化により生じるスケールメリット※や行政サービスの充実などにより引き続き地域の活性化や町民の利便性・満足度の向上を目指していく必要があります。

また、広域連携を推進するうえで本町が県西地域・湘南地域のどちらにも接する地理的特性を生かしながら、町民生活の質の更なる向上を目指し日常生活圏を重視した取組を強化していくことが求められています。

【施策目標】

近隣市町との連携強化により日常生活圏や町民ニーズに応じた効率的・効果的な取組を推進・展開し、生活の豊かさの向上を目指します。

7-3-1-1 広域連携事業の推進

【施策内容】

町民の日常生活圏である近隣市町との交流・連携や、様々な分野において広域化によるスケールメリットを生かすことで多様化する行政需要に対応し、町民の利便性や満足度の向上を図ります。

7-3-1-2 地域間交流の推進

【施策内容】

他市町村との連携を引き続き推進することで、スポーツ・文化・観光などの各分野において地域住民の交流機会の充実を図ります。

※スケールメリット：規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。

7-3-2 地域における情報化

【現況と課題】

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するうえで、広報紙やホームページなどによる町民への情報提供の充実、タウンミーティング※などの広聴機会の充実など、お互いが情報の共有を図るとともに、多角的な方法により誰もが情報を得ることや意見を発信することができる環境づくりを進めていくことが重要です。

また、情報の発信については、機会・内容の充実を図りながら本町に関する様々な情報を発信し、シティプロモーション活動を展開していくとともに、個人情報の取り扱いについて、引き続き十分なセキュリティ水準の確保を図っていくことが求められています。

【施策目標】

町民と行政が多く情報を共有し、地域の情報をわかりやすく入手できるとともに、町民の個人情報が守られ、本町の情報が、町民の「活力」「快適」「安心」につながる地域と一体となったシティプロモーションを目指します。

7-3-2-1 シティプロモーションの推進

【施策内容】

シティプロモーション戦略指針に基づき、町民の町への愛着や誇りの醸成を図るとともに、町の情報や魅力を、広報紙、ホームページ、SNS等の様々な情報発信媒体を活用することで、町内外に戦略的に広く発信し、町の知名度及びイメージを向上します。

また、アクションプラン※に基づき、目標の達成に向け着実な事業展開を図ります。

7-3-2-2 地域情報の活用とセキュリティの確保

【施策内容】

町民・事業者・行政が連携し、地域情報の共有・発信・活用を図るため、ホームページ及びSNSを利用して地域情報の連携を図ります。また、町の情報ネットワークシステムのセキュリティ確保についてもセキュリティポリシー※の遵守などにより、引き続き人的・物的の両面からの対策の強化を図ります。

※タウンミーティング：主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会。一般には行政当局または政治家が実施する対話型集会を指す。

※アクションプラン：戦略を推進するための具体的な施策の計画。

※セキュリティポリシー：企業や自治体におけるコンピューター利用の安全に関する基本方針や行動指針。

7-3-2-3 行政サービスの情報化・発信能力の向上

【施策内容】

町民や民間の情報利便性の向上を図るため、ホームページのアクセシビリティ※対応、公共施設における公衆無線LANポイントの提供、情報コンテンツの充実などにより町民の情報取得環境、公共施設や観光地における情報利便性の向上を図ります。また、引き続き神奈川県との連携により、町が保有するデータの積極的なオープンデータ※化により、効果的な活用を図ります。

写真：シティプロモーション（イベント出展）

※アクセシビリティ：近づきやすさ、利用しやすさ。IT の分野では機器やソフトウェア、システム、情報などが身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。

※オープンデータ：インターネットなどを通じてだれでも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・文献資料・科学的研究資料など。